

目 次

第 1 章 地域福祉計画について

第 1 節	これからの暮らしと地域福祉について	1
第 2 節	計画の位置付け・関連計画について	2
第 3 節	計画の策定体制	5
第 4 節	計画の期間	6

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

第 1 節	石巻市の概況	7
1	位置・地勢	7
2	人口・世帯	8
3	産業	10
第 2 節	地域福祉にかかる現状	11
1	地域で支援を必要とする人の動向	11
2	地域の支援体制の現状	15
3	地域の安全・安心	17
第 3 節	地域福祉にかかる課題	18
1	保健・医療・福祉分野の満足度・重要度	18
2	市民意識の整理	19
3	地域福祉を取り巻く保健福祉課題の整理	23

第 3 章 とともに支え合う地域のありかた

第 1 節	めざす地域福祉の姿（基本理念）	25
第 2 節	重点事項	28
	重点事項 1：コミュニティの再生（人同士をつなぐ仕組み）	28
	重点事項 2：地域ネットワークの構築（支援をつなぐ仕組み）	28
	重点事項 3：安心できる暮らしの確保（安心をつなぐ仕組み）	29
第 3 節	分野別計画での取り組み方針	30
第 4 節	施策体系	32

第4章 施策の展開

基本目標1：（自助）自分らしく暮らせる地域づくり	33
1-1 地域社会や交流機会への参加	33
1-2 就労・生きがいづくりへの支援	35
1-3 社会的な自立への支援	37
基本目標2：（互助・共助）支え合い・助け合いをつなぐ地域づくり	39
2-1 支え合い意識の醸成・福祉教育	39
2-2 コミュニティの再生への支援	41
2-3 地域福祉ネットワークの構築	43
2-4 ボランティア・NPO活動の推進	45
基本目標3：（公助）適切な支援につなぐ地域づくり	47
3-1 わかりやすい情報の提供	47
3-2 気軽に相談できる体制	49
3-3 虐待防止や権利擁護への取り組み	51
3-4 サービスの質の向上	54
基本目標4：（公助）安心をつなぐ地域づくり	56
4-1 災害時の支援体制	56
4-2 地域の安全・安心対策	59
4-3 保健・医療の連携	61
4-4 保健福祉の人材育成	63

第5章 計画の推進

1：市の推進体制と計画の進行管理	65
2：地域福祉推進のための連携強化	67
3：市民参加による計画推進	67
4：計画の普及・啓発	67

資料編

1：策定経過	69
2：策定組織	71
3：地区ごとの状況(地区カルテ)	74

本計画書に掲載されている統計数値について

本計画では、国勢調査については、各年度10月1日現在、特に記載のない場合、各年度末（3月31日現在）の数値を採用しています。

第 1 編 總 論

第1章 地域福祉計画について

第1節 これからの暮らしと地域福祉について

みなさんの暮らす地域には、さまざまな方が「自分らしく暮らす」ことを望みながら、家族や地域でともに支え合って暮らしていますが、近年の少子化、高齢化、核家族化の進展等によって、“支え合う力”が弱まり、“困りごと”を抱えてしまったときに、支援につながるきっかけが少なくなっています。

一方で、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とその後襲来した巨大津波により、私たちは尊い市民の命や生活を支える基盤の多くを失うこととなりましたが、全国の企業や自治体、ボランティアの方々等による多くの、そして心温まる支援により、改めて「生きる力」となる“支え合い”(コミュニティ)の大切さを肌で感じることとなりました。

これから石巻市が、復旧、再生、発展へと進むなかで、一人ひとりの抱える“困りごと”は複雑化しており、すべてを行政サービスで対応することは難しくなってきました。

しかし、地域のちょっとした心遣いや“支え合い”(コミュニティ)が、新たな暮らしのなかで抱える“困りごと”を解決するきっかけになることもあるはずです。

そこでこの計画では、地域での支え合いをはじめとする石巻市の地域福祉を進めていくうえで、市や市民、関係機関等がそれぞれの役割を担いながら、地域で起こりうるさまざまな“困りごと”を解決するにあたっての大切な視点を掲げます。

第2節 計画の位置付け・関連計画について

1 計画の位置付け

地域福祉計画

- ・社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条に基づき策定するもので、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。
- ・本市の最上位計画である「石巻市総合計画」（平成19年3月）に掲げる「協働のまち」づくりを促進し、将来像「私たちが創りだす 笑顔と自然あふれる 元気なまち」を実現するため策定するものです。

（参考）社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとする時は、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

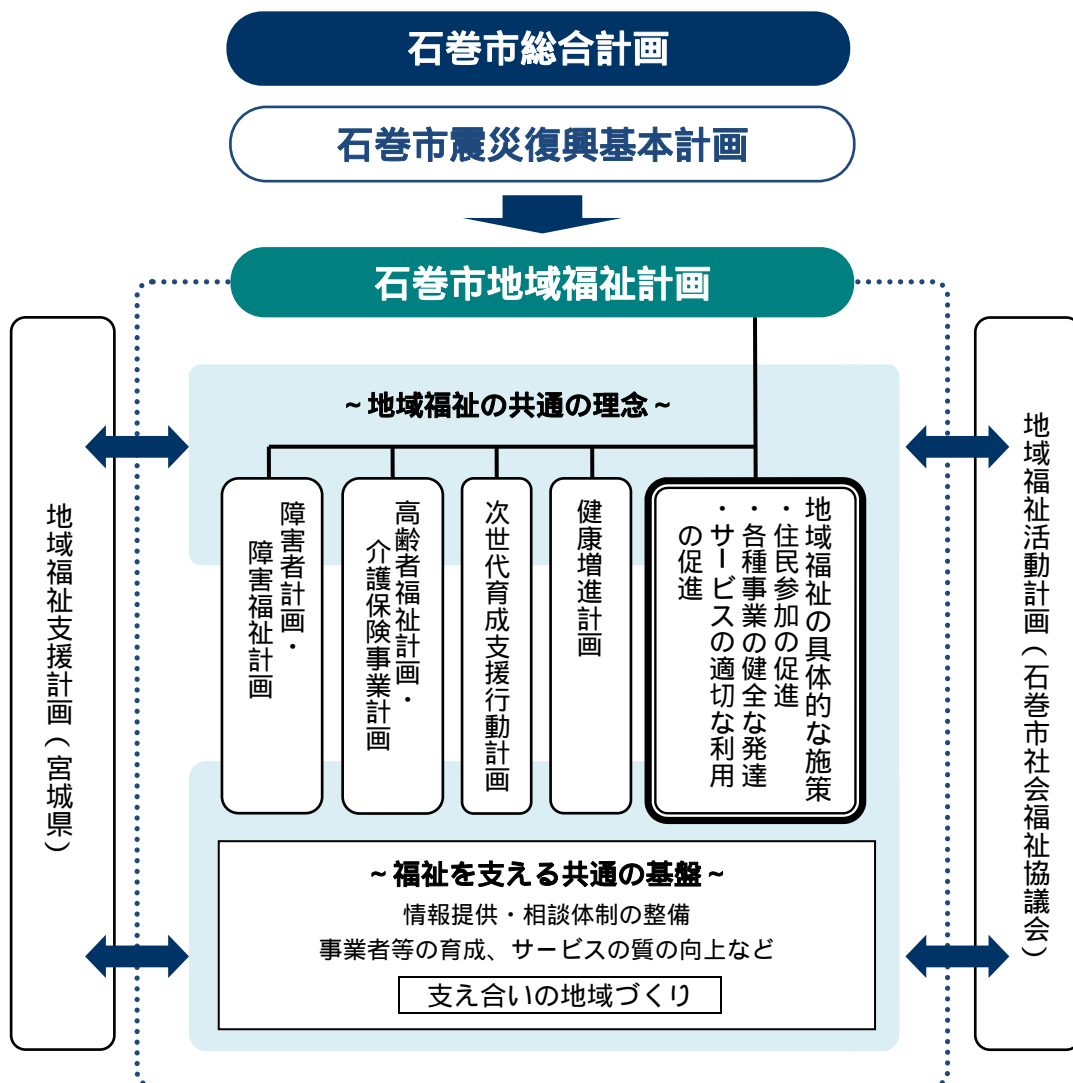
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項

2 分野別計画との関係

「福祉」というと、どちらかと言えば、社会的に弱い立場にある方への取り組みとして捉えられがちですが、市民一人ひとりの暮らし方が異なる今日では、「何らかの支援、支え合いを必要とする課題（困りごと）」の解決といった範囲の広いものへと変化しています。

そのため本計画では、高齢者、障害のある人、子ども・家庭、低所得者といった対象ごとの取り組みではなく、分野別計画を横断して市の保健福祉において取り組むべき共通の考え方を明らかにします。

図表1 本計画と他の計画の関連図



健康増進計画

平成 15 年に施行された健康増進法に基づき、国の「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」、県の「みやぎ 21 健康プラン」と連動しながら、1 次予防を重視し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、市民が主体的に取り組む健康づくりを支援するための目標を具体的にし、みんな（市民・団体・行政）で健康の改善をめざす計画です。

次世代育成支援行動計画

平成 17 年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長するための環境整備、児童虐待や児童の犯罪被害など新たな社会問題についての対応を含めて、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する「子育ての社会化」をめざす行動計画です。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢社会が進展する中で、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活が送れるよう、健康寿命の延伸と要介護者支援の充実への取り組みを総合的・体系的に整えた計画です。

障害者計画・障害福祉計画

障害者基本法並びに平成 18 年度から施行された障害者自立支援法に基づき、障害のある人も障害をもたない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、ともに生き、ともに過ごすことのできる地域をつくるための、障害者施策の総合的な計画です。

地域福祉活動計画（石巻市社会福祉協議会）

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画として、具体的な行動と公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたもので、石巻市社会福祉協議会の基本的な活動方針を明らかにする計画であり、市民、地域団体、ボランティア、NPO（ ）などが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携する「共助」の性格をより明確にしたものです。

地域福祉支援計画（宮城県）

市町村の地域福祉の推進を支援するために、県としての地域福祉の基本的な考え方として、「地域づくり」、「人づくり」、「基盤づくり」という 3 つの柱を示すとともに、身近な地域での福祉活動（小地域福祉活動）の展開やネットワークによる活動の促進を掲げています。

“Non Profit Organization”の頭文字をとった略語で、公益活動を行う民間の非営利組織のことです。NPO 団体は、自らの手で自分たちの住む地域社会を良くしていこうとする市民の集まりであり、市民が主体となった活動団体を指すことが一般的です。

第3節 計画の策定体制

本計画策定に当たって、以下の体制を構築するとともに市民などへのアンケート調査を実施し、計画への意見の反映に努めました。

地域福祉委員会の設置

本市の実情にふさわしい計画内容とするため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域団体、関係行政機関等で構成し、地域福祉計画の策定・推進を担う「石巻市地域福祉委員会」を設置し、現況の分析や各種調査結果を踏まえた関係各方面の意見・提案を計画に反映するよう努めました。

庁内検討組織の設置

地域福祉委員会における円滑な協議を行うため、庁内各部署で構成する「石巻市地域福祉計画策定検討部会」を設置し、本計画の多岐にわたる関連事業の調整を行いました。

地域福祉アンケート調査の実施

地域の福祉環境や福祉活動に関する意見・意向を把握するために、アンケート調査を実施しました。この結果から得られた市民の意見を地域福祉委員会及び検討部会で協議し、計画に反映するよう努めました。

民生委員児童委員アンケート調査の実施

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員の意見・意向を把握するためのアンケート調査を実施しました。これらの結果から得られた支援する方々の意見を委員会で協議し、計画に反映するよう努めました。

図表2 アンケート調査概要

市民 アンケート 調査	調査対象	市内に在住の20歳以上の方2,000人を無作為抽出
	主な調査内容	1.ご本人について 2.地域との関わりについて 3.ボランティア活動について 4.安全な暮らしについて 5.これからの福祉環境について
	調査期間	平成24年6月1日～6月18日
	調査方法	郵送配付・回収
	有効回答数	937票（有効回答率46.9%）
民生委員 児童委員 アンケート 調査	調査対象	市内で活動する民生委員児童委員（337人）
	主な調査内容	1.民生・児童委員としての活動について 2.担当地区での活動状況・課題について 3.福祉制度への変化への対応について 4.市の保健福祉施策について
	調査期間	平成24年6月14日～7月中旬
	調査方法	各民協定例会で配布・回収
	有効回答数	269票（有効回答率79.8%）

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、市民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものです。

図表3 主な計画と計画期間

計画名	年度										
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
総合計画	基本構想（平成19～28年度）						（次期計画予定）				
震災復興基本計画	（平成23～32年度）										
	復旧期			再生期				発展期			
地域福祉計画		本計画（第2期：5年間） （平成24～28年度）					（次期計画予定）				
健康増進計画	第1期（平成19～28年度） 平成24～25年度中間見直し実施										
障害者計画	第1期	第2期 （平成24～26年度）									
障害福祉計画	第2期	第3期 （平成24～26年度）			第4期（予定）			第5期（予定）			
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第4期	第5期 （平成24～26年度）			第6期（予定）			第7期（予定）			
次世代育成支援行動 計画	後期行動計画 （平成22～26年度）										
地域防災計画	適宜 改定	---	---	---	---	---	---	---	---	---	→
地域福祉支援計画 （宮城県）	第2期 （平成23～27年度）										

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 石巻市の概況

1 位置・地勢

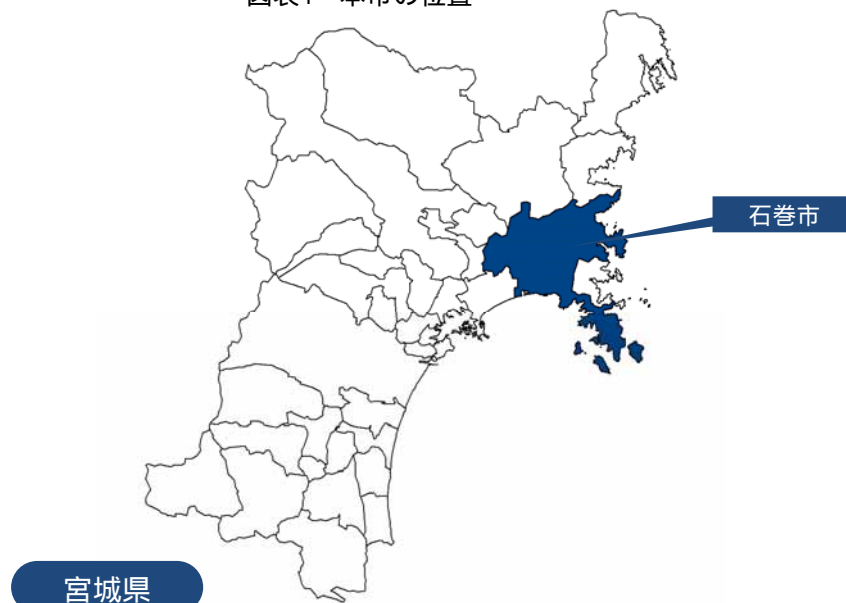
石巻市は宮城県の北東部に位置し、総面積は県土の7.6%に当たる555.64平方キロメートル、東西に約35キロメートル、南北に約40キロメートルという広大な面積を有し、地形は、北上川流域に肥よくな平たん地が広がり、市の北部から牡鹿半島にかけては北上山系の山々が連なっています。

沿岸部は神割崎から牡鹿半島までがリアス式海岸に、旧北上川の河口である石巻湾側は、長浜から雲雀野へと続く砂浜となっており、沖合には、金華山、網地島、田代島のほか多くの小さな島々が浮かぶなど、多様な地勢上の特徴を有しています。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以降、「東日本大震災」とします。)において襲来した巨大津波は、沿岸部をはじめ旧北上川河口部等から河川や運用排水路にも押寄せ、市内の広範囲に多大な被害をもたらし、かつての景観を一変させました。

また、地震に伴う地盤沈下も深刻で、市内の広範囲で地盤沈下や液状化が発生しています。

図表4 本市の位置

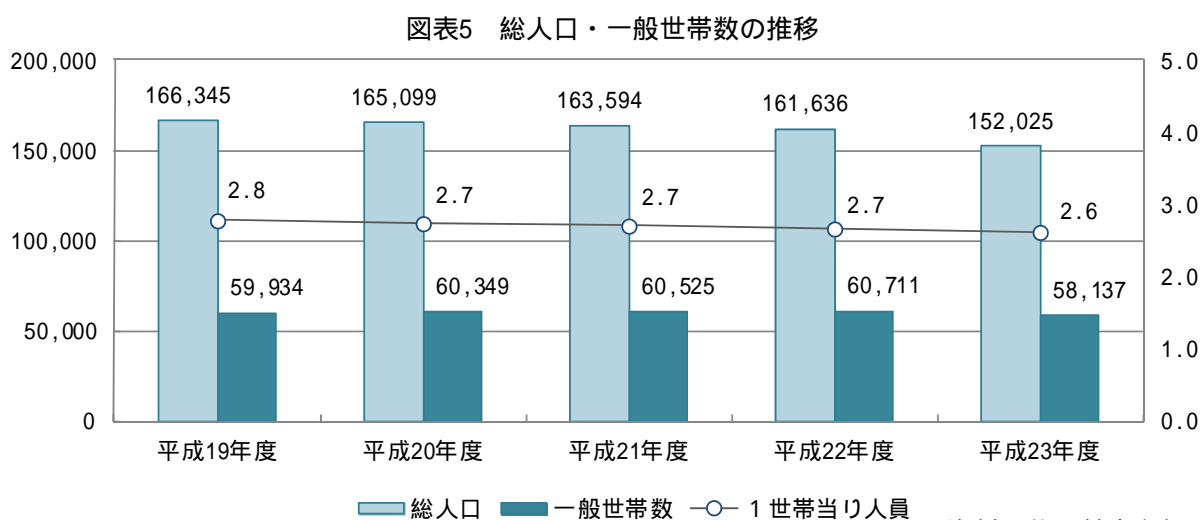


2 人口・世帯

(1) 人口・世帯（総数）

本市の総人口をみると、平成19年度以降減少しており、また東日本大震災による被害の影響から、平成23年度の総人口は、152,025人と160,000人を下回り、5年前の平成19年度と比較すると、14,320人（8.6%）減少しています。

一般世帯数については、1世帯当たりの人数が平成19年度以降3.0人を下回り、平成23年度の一般世帯数は58,137世帯、1世帯当たりの人数は2.6人となっています。



(2) 年齢別人口

年齢別（3区分）の推移をみると、平成23年度は東日本大震災の影響から、各年齢層ともに大幅に減少していますが、近年の傾向としては、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方で、高齢人口（65歳以上）の割合が増加し、人口の少子化と高齢化の進行があらわれています。

図表6 年齢別人口（3区分）・世帯数の推移（平成19年度～平成23年度）

年次	人口（人）				世帯数	
	総人口	年少人口 （0～14歳）	生産年齢人口 （15～64歳）	高齢人口 （65歳以上）	一般世帯数 （世帯）	1世帯当たり の人口 （人）
平成19年度	166,345	21,763	101,978	42,604	59,934	2.78
20年度	165,099	21,343	100,359	43,397	60,349	2.74
21年度	163,594	20,684	99,009	43,901	60,525	2.70
22年度	161,636	20,055	98,405	43,176	60,711	2.66
23年度	152,025	18,612	92,701	40,712	58,137	2.61

数値には、平成23年3月11日発生の東日本大震災により、行方不明の方や登録上の住所から離れ、避難生活をしている方等が相当数含まれているものと予想されます。

資料：住民基本台帳

(3) 人口動態（自然動態・社会動態）

人口動態をみると、自然動態（出生・死亡）については、死亡者数が出生者数を上回り、自然減が続いています。

また、社会動態（転入・転出）では、年度による増減はありますが、転出者が転入者を上回り、社会減が続いています。

人口動態全体の推移から、近年自然減、社会減が続いていることから、人口減少及び少子化の進行していることがうかがえます。

なお、平成23年度については、東日本大震災による被害の影響により、自然動態及び社会動態の大幅な減少がみられます。

図表7 人口動態（自然動態・社会動態）の推移

年次	自然動態			社会動態			増減
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成19年度	1,263	1,797	534	4,249	5,447	1,198	1,732
20年度	1,229	1,872	643	3,650	4,437	787	1,430
21年度	1,115	1,834	719	3,583	4,291	708	1,427
22年度	1,100	1,957	857	3,588	3,972	384	1,241
23年度	994	5,705	4,711	3,586	9,014	5,428	10,139

資料：人口動態調査

(4) 世帯状況

震災の影響により、一般世帯及び65歳以上の親族のいる世帯、高齢者のみの世帯は減少していますが、高齢者単身世帯は増加しています。

図表8 世帯状況の推移

年次	世帯数（世帯）			
	一般世帯数	65歳以上の親族のいる世帯	高齢者単身世帯（再掲）	高齢者のみの世帯（再掲）
平成19年度	59,643	29,341	6,287	5,292
20年度	59,934	29,905	6,167	7,973
21年度	60,349	29,852	6,401	5,796
22年度	-	-	-	-
23年度	58,137	28,365	6,961	5,558

平成22年度（平成23年3月末）は震災のためデータなし。

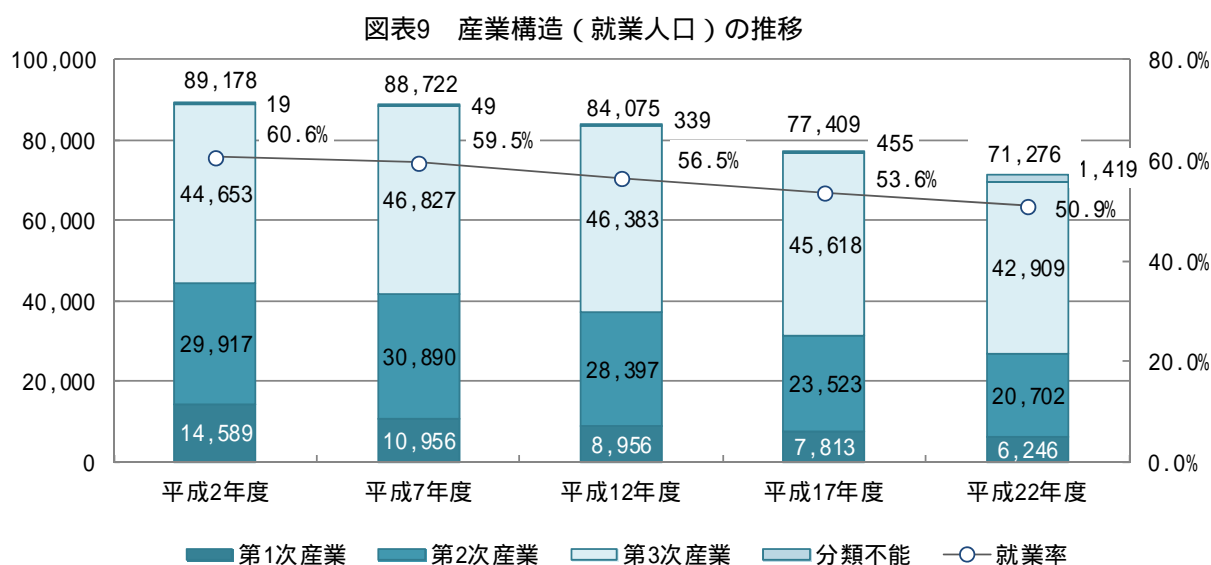
資料：宮城県高齢者人口調査

3 産業

(1) 産業構造（就業人口）

就業者総数は生産年齢人口の減少に伴い、平成12年度以降は各産業で減少がみられ、15歳以上の就業割合（就業率）も減少傾向にあります。

平成22年度の実業状況を産業別にみると、第1次産業は6,246人、第2次産業は20,702人、第3次産業は42,909人となっており、第3次産業が中心の就業構造となっています。



資料：国勢調査

(2) 労働力人口・完全失業者数

宮城県における労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成23年度は118万7千人となっています。

一方で、完全失業者数については増加傾向にあり、平成23年度より増加に転じており、完全失業者数は7万3千人、完全失業率は6.1%となっています。

この傾向は、本市においても同様の傾向にあるとかがえます。

図表10 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移（宮城県/モデル推計値）

年次	労働力（千人）			完全失業率（%）
	労働力人口	就業者数	完全失業者数	
平成19年度	1,206	1,148	58	4.8
20年度	1,202	1,142	60	5.0
21年度	1,207	1,131	76	6.3
22年度	1,196	1,127	69	5.8
23年度	1,187	1,114	73	6.1

資料：労働力調査

第2節 地域福祉にかかる現状

1 地域で支援を必要とする人の動向

(1) 子育て

出生数

本市の出生者数は年々減少しており、近年では特に平成20年度～21年度にかけての出生者数が114人減と大幅に減少しています。

また、平成23年度の出生者数については、1,000人を下回り、994人となっています。

図表11 出生者数・出生率の推移

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
出生者数	1,263	1,229	1,115	1,100	994

資料：人口動態調査

保育所・幼稚園（入所児童・園児）

本市の保育所は平成23年度時点で、市内40か所（市立：29、私立：11）となっており、入所児童数は2,087人と減少傾向にあります。

また、本市の幼稚園は市内15か所であり、在園者数は1,421人と保育所と同様に、減少して推移しています。

図表12 保育所の推移

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育所数（か所）	39	40	40	40	40
市立	30	30	30	30	29
私立	9	10	10	10	11
入所児童数（人）	2,201	2,188	2,121	2,131	2,087
市立	1,734	1,692	1,655	1,652	1,627
私立	467	496	466	479	460

資料：石巻市

図表13 幼稚園の概況

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
幼稚園数（か所）	15	15	15	15	15
在園者数（人）	2,094	1,987	1,848	1,692	1,421
就園率（％）	61.3	60.6	61.4	58.8	62.2

就園率：幼稚園修了者数÷小学校1学年児童数

資料：学校基本調査

小学校・中学校（校数、児童・生徒数）

本市における平成 19 年度以降の小中学校数は、小学校については 43 校で増減はないものの、中学校は平成 20 年度より減少し、平成 23 年度には 21 校となっています。

児童・生徒数については、小中学校ともに減少傾向にあり、平成 23 年度時点の小学生は 7,998 人、中学生は 4,354 人となっています。

図表14 小・中学校の概況（各年度 5 月 1 日現在）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
学校数（校）					
小学校	43	43	43	43	43
中学校	24	23	23	21	21
児童・生徒数（人）					
小学校	9,211	9,058	8,959	8,711	7,998
中学校	4,829	4,829	4,751	4,604	4,354

資料：学校基本調査

児童虐待

本市の児童虐待相談は、東部児童相談所と連携し対応しています。

こうした中で、石巻市の児童虐待に関する相談件数に各年度での増減はみられるものの、概ね増加傾向にあり、平成 23 年度の児童虐待に関する相談件数は 94 件と、平成 19 年度の約 2 倍となっています。

図表15 児童虐待（相談件数）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
相談件数（件）	48	78	57	79	94

資料：石巻市

ひとり親家庭

母子父子医療費受給申請者数からひとり親家庭の推移状況をみると、母子、父子家庭ともに増加しており、特に平成 23 年度における父子家庭の世帯数は、131 世帯と、平成 21 年度の約 2 倍となっています。

図表16 ひとり親家庭

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
母子家庭（世帯）	-	-	1,806	1,838	1,975
父子家庭（世帯）	-	-	67	97	131

資料：石巻市

(2) 高齢者（要介護認定者）

高齢者人口（住民基本台帳）

平成19年以降の本市の高齢者数は、東日本大震災の影響もあり、平成22年度に43,176人と一時減少していますが、今後も高齢者数は増加する見通しです。

なお、団塊の世代（ ）が高齢期を迎える平成26年度の高齢者数（推計値）は42,931人となっています。

図表17 高齢者数の推移

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	26年度 (推計値)
高齢者数(人)	43,397	43,901	43,176	40,712	42,931
前期高齢者(人)	21,967	21,726	20,694	19,347	20,916
後期高齢者(人)	21,430	22,175	22,482	21,365	22,015

資料：住民基本台帳（平成20～23年度）・第5期介護保険事業計画（平成26年度）

要支援・要介護者の状況

本市の介護保険の要支援・要介護者は、平成23年10月現在で6,880人（出現率：第1号被保険者に占める認定者の割合17.0%）となっており、平成21年10月から平成23年10月の3年間に204人増加し、1.7ポイント上昇しています。

要介護度別の状況をみると、平成21年10月で最も多かった要支援1は、平成23年10月まで、そのまま最も多い構成を維持してきました。

第1号被保険者が、平成21年10月から平成23年10月の2年間に3,148人減少していますが、これは、東日本大震災の影響と推測されます。

図表18 第1号被保険者と要支援・要介護者の状況

区 分	平成21年10月	平成22年10月	平成23年10月	2年間の増減
第1号被保険者数(人)	43,692	43,887	40,544	-3,148
認定者数(人)	6,676	6,908	6,880	204
要支援1等	1,406	1,361	1,317	-89
要支援2	685	971	1,008	323
要介護1	1,182	1,024	1,073	-109
要介護2	848	908	935	87
要介護3	906	825	898	-8
要介護4	864	1,013	1,001	137
要介護5	785	806	648	-137
出現率(%)	15.3	15.7	17.0	1.7

資料：(暫定版)第5期介護保険事業計画

第一次ベビーブームに出生した昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までの世代を指します。

高齡者虐待

高齡者への虐待についての相談件数及び認知件数は、平成 21 年度にそれぞれ減少に転じましたが、認知件数については、平成 23 年度に再び増加しています。

図表19 高齡者虐待（相談件数）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
相談件数（件）	41	46	36	32	31
認知件数（件）	32	41	26	24	31

資料：石巻市

（ 3 ）障害のある人

本市の障害のある人（手帳交付者）は、平成 23 年度 7,639 人となっています。

障害種別についてみると、各年度ともに、身体障害のある人が障害者全体の概ね 8 割を占めています。

本市の障害のある人（手帳交付者）の推移では、平成 23 年度は前年度比で 112 人減少していますが、これは、東日本大震災の影響と推測されます。

図表20 障害者手帳交付者数の状況

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
障害者数（人）	7,512	7,698	7,955	7,751	7,639
身体障害者（人）	5,984	6,089	6,273	6,031	5,890
知的障害者（人）	1,014	1,044	1,056	1,069	1,061
精神障害者（人）	514	565	626	651	688

資料：石巻市

（ 4 ）生活保護

平成 23 年度の生活保護世帯数は 984 世帯で、保護人員 1,347 人、保護率 10.12% となっており、平成 22 年度と比較すると、保護世帯、保護人員、保護率ともに減少しています。

一方で、平成 23 年度の宮城県の完全失業率が 6.1%（P.10 参照）と増加傾向にあるなど、雇用環境は依然として厳しく、失業や東日本大震災の影響等による低所得者層の増加が今後も懸念されます。

図表21 生活保護の推移

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
保護世帯（世帯）	1,195	1,218	1,252	1,347	984
保護人員（人）	1,653	1,673	1,729	1,863	1,347
保護率（%）	9.94	10.14	10.57	11.53	10.12

資料：石巻市

2 地域の支援体制の現状

(1) 市社会福祉協議会の活動

地域に根ざした福祉活動において、石巻市社会福祉協議会は、中核的な役割を担う団体として位置付けられています。

その活動は、「市民参加」を前提として、各種在宅福祉サービス事業、ボランティアセンター事業、世代間交流、福祉教育など、サービス提供や福祉のまちづくり事業を行っています。

また、市民にとって身近な相談窓口であり、市民活動や民間活動を支援する機関として重要な役割を果たしています。

(2) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員の主な活動としては、担当地域内の市民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題の相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容や情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っており、地域福祉の増進の重要な役割を担っています。

また、民生委員・児童委員の配置では、震災等の影響から定数に満たない地域もあり、現在定数の確保に努めています。

図表22 地区ごとの配置状況（平成23年度）

区 分	定 数	現 員	区 分	定 数	現 員
1 石巻地区	17(2)	17(2)	9 稲井地区	14(2)	14(2)
2 住吉地区	33(2)	31(2)	10 釜・大街道地区	28(2)	28(2)
3 門脇地区	18(2)	16(2)	11 河北地区	39(2)	38(2)
4 湊地区	27(2)	22(2)	12 雄勝地区	17(2)	15(2)
5 山下地区	20(2)	20(2)	13 河南地区	38(2)	37(2)
6 蛇田地区	29(2)	29(2)	14 桃生地区	19(2)	19(2)
7 荻浜地区	9(2)	6(1)	15 北上地区	12(2)	12(2)
8 渡波地区	29(2)	21(2)	16 牡鹿地区	20(2)	18(2)
単位：人 括弧書きは主任児童委員を再掲			計	369(32)	343(31)

図表23 内容別相談・支援件数（平成23年度）

項 目	件 数	項 目	件 数
1 在宅福祉	526	8 年金・保険	108
2 介護保険	230	9 仕事	317
3 健康・保健医療	247	10 家族関係	319
4 子育て・母子保健	217	11 住居	457
5 子どもの地域生活	409	12 生活環境	582
6 子どもの教育・学校生活	495	13 日常的な支援	1,150
7 生活費	470	14 その他（高齢関係）	1,780
単位：件		計	7,307

資料：福祉部事業概要

(3) 福祉教育活動

市内の小・中学校では、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を育む人権教育と、福祉の心、福祉の理解、福祉の実践の調和を図り、その実践的態度を育む福祉教育を、それぞれ行っています。

(4) ボランティア団体・NPO 法人

本市のボランティア団体・NPO 法人数は増加しており、平成 23 年度中は復旧・復興支援を中心に 2,632 団体（139,125 人）のボランティア団体が活動しているほか、各地区でそれぞれ独自の保健・福祉・地域活動を行っています。

図表24 ボランティア活動団体の推移

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
団体数（団体）	133	171	175	186	2,632
会員数（人）	3,520	25,583	25,128	24,294	139,125

図表25 地域活動・ボランティア活動の活動分野（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	団体数	区 分	団体数
高齢者福祉	42	環境・美化	4
児童福祉	25	防災・防犯	1
障害者福祉	27	復旧・復興支援	2,433
健康づくり	9	その他	91

資料：石巻市社会福祉協議会

図表26 NPO 法人の推移

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
法人数（法人）	27	30	32	35	37

資料：宮城県ホームページ

(5) 老人クラブ

市内の老人クラブは減少しており、平成 23 年度には団体数は 92 団体、会員数は 3,679 人となっています。

図表27 老人クラブの推移

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
クラブ数（クラブ）	160	153	143	129	92
会員数（人）	6,647	6,478	5,987	5,219	3,679

資料：福祉部事業概要

3 地域の安全・安心

(1) 防災（災害時要援護者対策）

東日本大震災のように、市域の広範囲にわたって災害が発生した場合、救急、救助、消火等への対応にあたっては、地域による行動が重要であり、早期に活動を開始することで救急救助の救命率や火災の鎮圧に大きな効果をもたらすことになり、「自分たちの街は自分たちで守る」自主防災組織の結成は市民の災害対応力の向上につながります。

本市の災害時要援護者支援ネットワーク（ ）構築の状況は、平成19年度以降、組織数、組織率ともに増加しており、組織率は年々上昇してきていますが、東日本大震災の教訓を活かし、今後も防災意識の啓発に努める等、さらなる災害対応力の向上が求められます。

また、今後は被災後の生活において、対象者の見守り等、地域での孤立防止へむけた、新たな役割が望まれます。

図表28 災害時要援護者支援ネットワーク数

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
組織数（組織）	73	341	387	401	404
組織率（％）	17.3	81.0	91.9	95.2	96.0

資料：福祉部事業概要

(2) 防犯

本市における犯罪認知件数（警察等によって、犯罪の発生が認知された件数）は、平成19年度以降2,400件台で推移していましたが、平成23年度は1,914件と大幅に減少しています。これは、東日本大震災発生当初、被災地で生じた侵入窃盗等に対し、警察による検問やパトロール活動などが実施されたことによるものと考えられます。

図表29 犯罪認知件数

区 分	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
犯罪認知件数（件）	2,436	2,470	2,429	2,435	1,914

資料：石巻警察署・河北警察署

災害時要援護者支援ネットワークは、市民が主体となって災害時要援護者に対する支援活動を推進することを目的に、災害時要援護者への日常的な支援や災害時の避難等の支援を担う、地域のネットワークです。

第3節 地域福祉にかかる課題

今後、少子高齢化による総人口の減少が進む中で、家庭での子育て不安や高齢者の増加など、さまざまな福祉ニーズが増大する一方で、地域福祉の一翼を担ってきた市民による活動の停滞などが懸念されます。

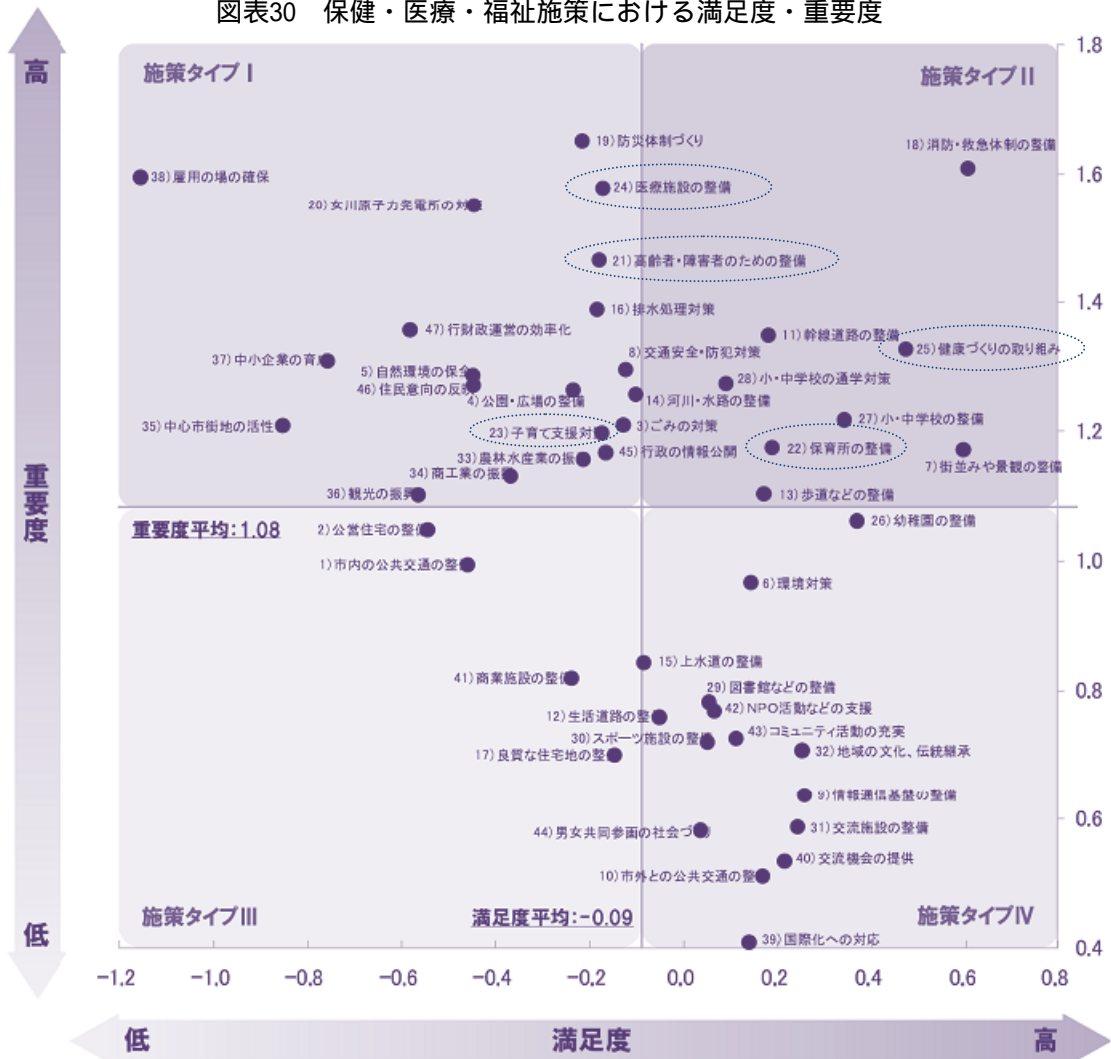
こうした市の現況を踏まえ、今後の地域福祉の推進にむけた課題を整理します。

1 保健・医療・福祉分野の満足度・重要度

保健・医療・福祉分野の満足度・重要度は、いずれも重要度が平均よりも高い施策として評価されています。

なかでも、「子育て支援対策」「高齢者・障害者のための整備」「医療施設の整備」は、満足度の低い施策となっており、さらなる充実が望まれています。

図表30 保健・医療・福祉施策における満足度・重要度

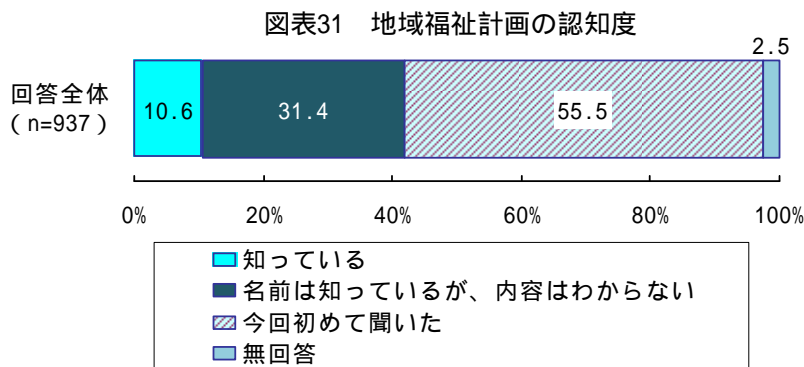


資料：石巻市総合計画

2 市民意識の整理

(1) 地域福祉計画の認知度

地域福祉計画について、アンケート調査では「知っている」と回答した割合は1割(10.6%)となっており、「今回初めて聞いた」は6割(55.5%)、「名前は知っているが、内容はわからない」は3割(31.4%)を占めていることから、多くの市民が本計画について“知らない”ことがうかがえ、地域福祉の必要性などについて、さらなる市民の理解が求められます。

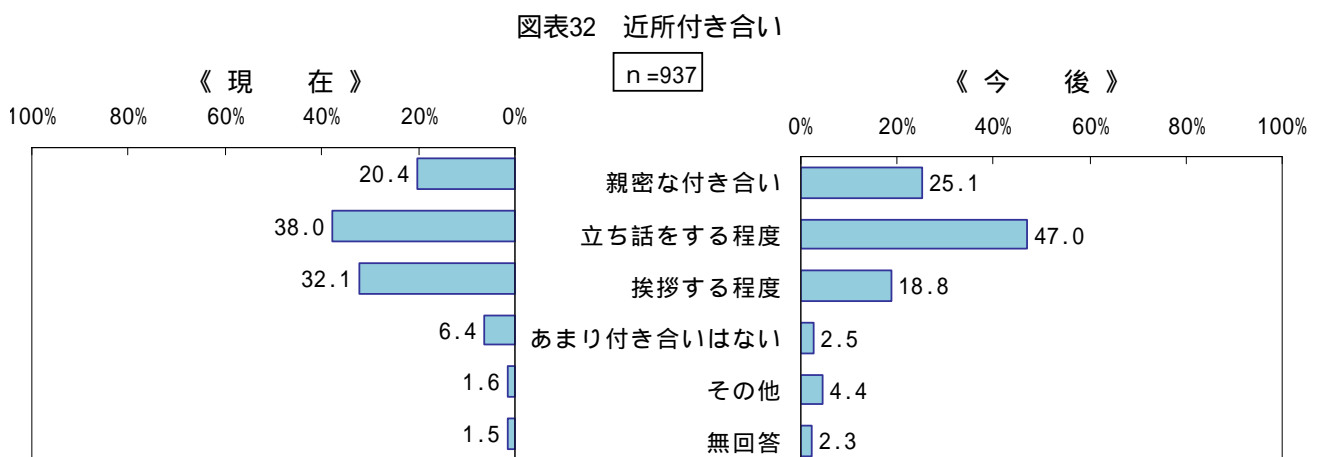


資料：アンケート調査

(2) 近所付き合い

現状の近所との付き合いについて、アンケート調査では、「立ち話をする程度」38.0%が最も多く、次いで「挨拶する程度」32.1%、「親密に付き合っている」20.4%となっており、「あまり付き合いはない」と回答した割合は6.4%となっています。

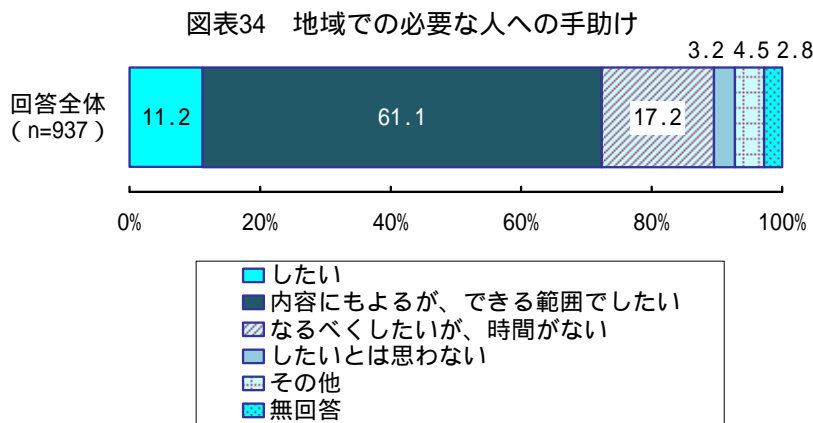
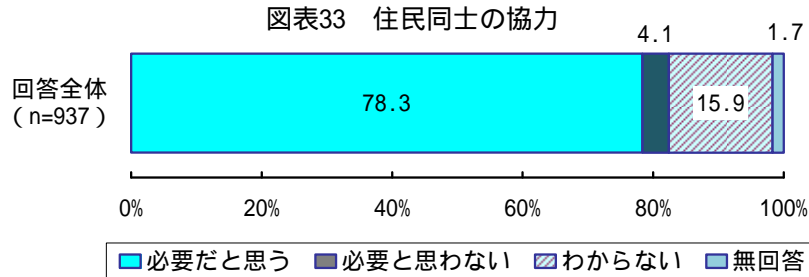
また、現状の近所との付き合い程度と今後の近所付き合いについて比較すると、今後の近所付き合いでは、「親密な付き合い」、「立ち話をする程度」が現在の状況を上回っており、現在よりも近所付き合いをしていきたい意向がうかがえます。



資料：アンケート調査

(3) 住民同士の協力

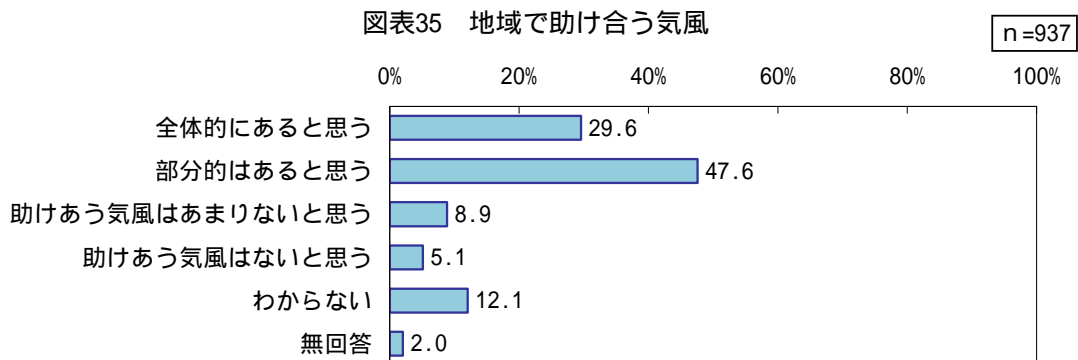
アンケート調査での住民同士の自主的な協力関係について、「必要だと思う」と回答した割合は8割(78.3%)を占めているほか、地域での必要な人への手助けについて、「したい(11.2%)」「内容にもよるが、できる範囲でしたい(61.1%)」を合わせた7割(72.3%)の方が“手助けをしたい”と回答しています。



資料：アンケート調査

(4) 地域で助け合う気風

地域で助け合う気風について、アンケート調査では「全体的にあると思う」(29.6%)、「部分的にあると思う」(47.6%)を合わせた8割(77.2%)が“地域で助け合う気風がある”と回答しており、こうした意識を地域での支え合いにつなげていくことが重要となります。

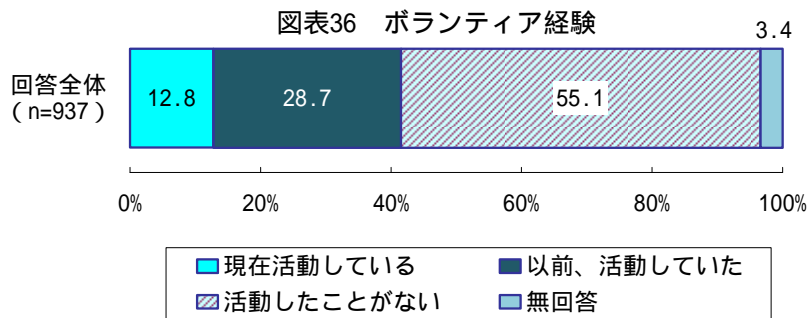


資料：石巻市アンケート調査

(5) ボランティア経験

アンケート調査でのボランティア経験は、「現在活動している」(12.8%)、「以前、活動していた」(28.7%)を合わせた4割(41.5%)が“活動経験がある”と回答しています。

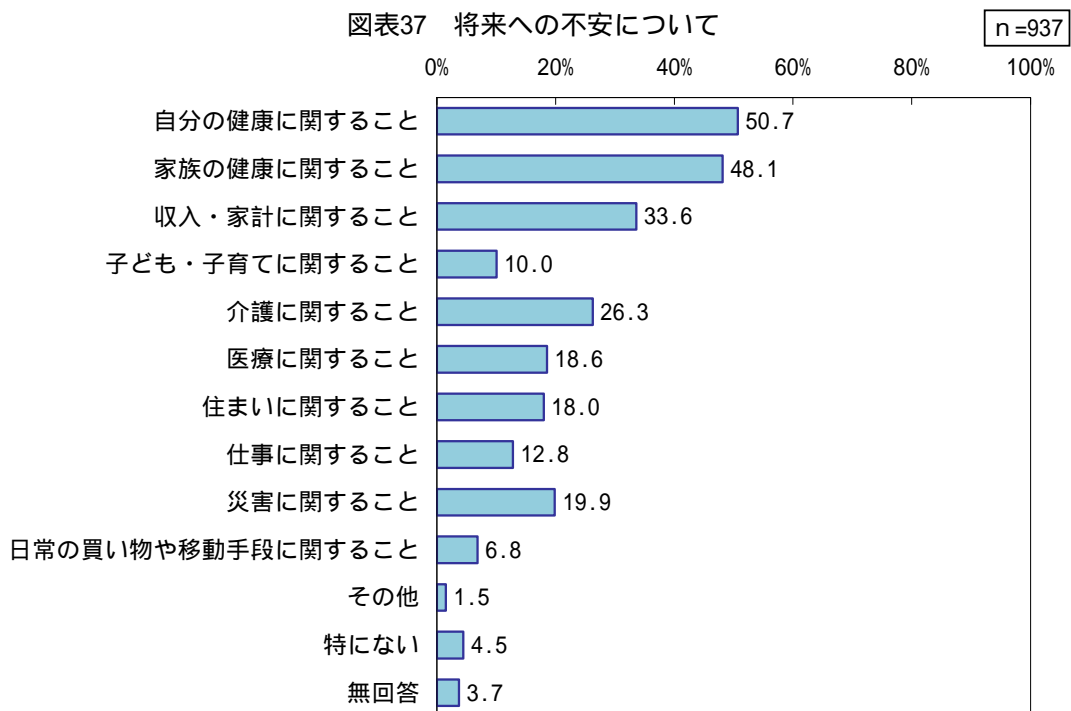
保健福祉分野でのボランティア活動は、今後の地域づくりにおいて欠かすことのできない重要な役割を担っていることから、引き続きさまざまな活動を通じた市民のボランティアへの参加が求められます。



資料：石巻市アンケート調査

(6) 将来への不安について

将来の日常生活について悩みや不安を感じていることは、「自分の健康に関すること」(50.7%)が最も多く、次いで「家族の健康に関すること」(48.1%)、「収入・家計に関すること」(33.6%)を挙げています。

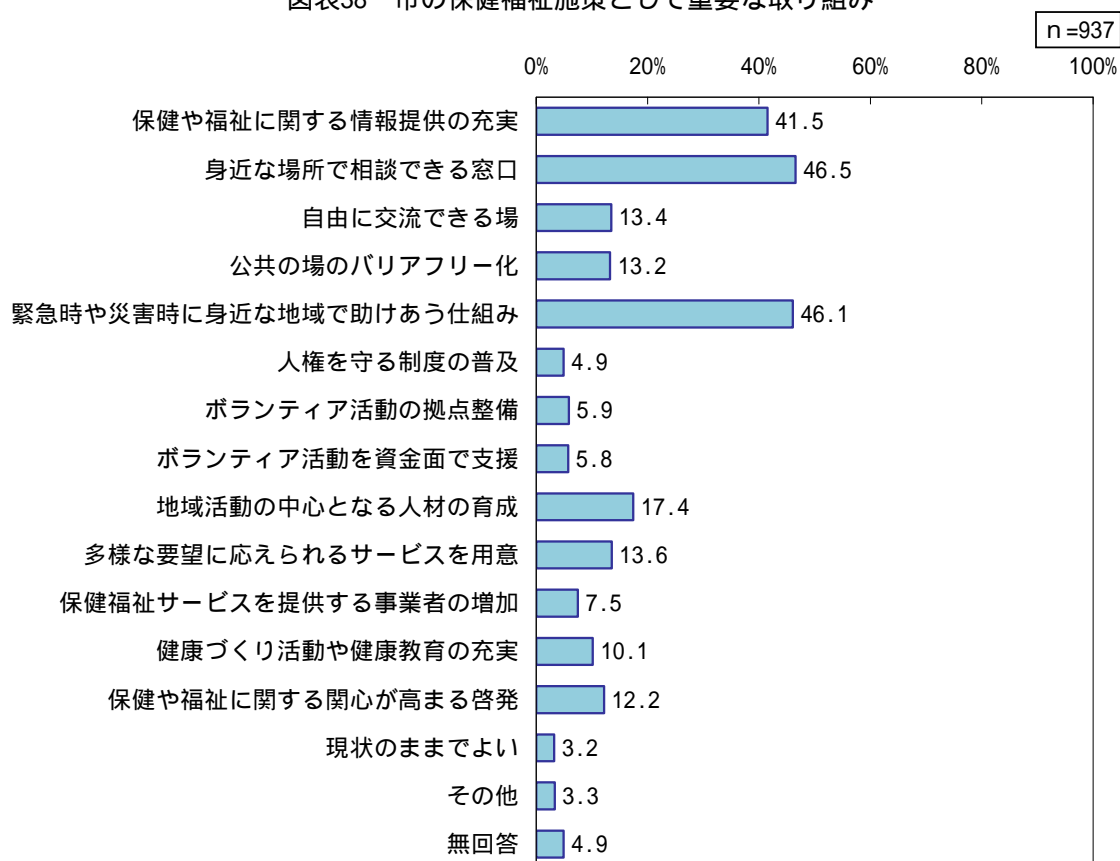


資料：石巻市アンケート調査

(7) 市の保健福祉施策として重要な取り組み

市の保健福祉施策として重要だと思う取り組みは、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(46.5%)が最も多く、次いで「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みをつくる」(46.1%)、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(41.5%)となっています。

図表38 市の保健福祉施策として重要な取り組み



資料：石巻市アンケート調査

3 地域福祉を取り巻く保健福祉課題の整理

(1) 支援・福祉サービスに結びつける情報提供・相談体制

困った時にいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながることは、安心感の第一歩であり、これからも重要性は高まるものと考えられます。

相談窓口の再構築及び相談機関同士の協力・連携体制の再整備、相談員の技能向上、相談事例の蓄積・活用方策の確立など、多様化する相談内容に対する市全体の相談体制強化が課題となります。

「何に困っているか」十分に汲み取るための相談やわかりやすい情報の発信が必要です。

(2) 社会福祉事業者の参入

広域での被災に伴い、サービス提供基盤にも影響が生じており、介護保険事業計画、障害福祉計画等の個別計画に掲げる目標の着実な実施のために、段階的な供給体制の確保を図ることも重要となります。制度の変化に対応した利用可能な社会福祉事業者の参入が必要です。

段階的な供給体制の確保を図るためにもサービス主体となる事業者やNPOとの情報交換、新たな参入促進策の検討などを進め、求められるサービス供給量を確保していくことが課題となります。

(3) 質の高いサービスの提供

サービス情報の適切な提供とともに、客観的なサービス評価の実施、苦情解決体制、事業者との協力・連携等、サービスの質の向上とともに、利用者がより良いサービスを選択できる仕組みづくりが課題となります。

(4) 制度のはざまにある市民への対応

市民の中には、サービスを利用したくてもできない、あるいは、困っていてもどうしたらよいかわからない人や家庭など、いわば、国の各種制度の対象とならない状態の方々も考えられます。

地域福祉では、個別計画の対象とならない制度のはざまにある市民を発見する仕組みをつくり、個別かつ柔軟に対応できる体制を構築していくなど、早い段階から支援を行う仕組みづくりが求められます。

(5) 人権の尊重・権利擁護

子どもから高齢者、障害のある人を含め、すべての市民の人権は尊重され、権利は擁護されなければなりません。特に、福祉分野においては重要であり、要援護者の権利が常に尊重される社会環境が必要です。

あらゆる世代で人権尊重意識、福祉意識の醸成を図ることをはじめ、要援護者との交流の活性化、権利擁護制度()の周知、事業者における権利擁護の徹底、偏見や人権侵害事例を発見・対応する関係機関との連携強化が重要となります。

(6) 市民相互支援の向上・関係機関の連携

行政を含む関係・専門機関に対しては、あらゆる場面で市民や利用者本位の専門的な支援が求められています。一方、地域によって多様な生活課題の解決に当たる仕組みが重要になります。

復興計画との整合を図りながら、コミュニティの再生について検討を図るとともに、今後の地域による支え合いを築くことは、将来にむけても重要な取り組みと考えられます。

関係機関との連携の強化を図るとともに、市社会福祉協議会の活動と地域保健福祉活動の活性化、自治会及び福祉分野リーダーの育成などにより、地域問題を発見し、支援につなぐ仕組みづくりが課題となります。

(7) 安全・安心な地域社会・環境づくり

地域の安全と住環境の向上はより良い地域生活に不可欠な要件です。そのため、東日本大震災での教訓を活かした要援護者支援体制や避難経路、家庭での安全対策の一層の普及のほか、施設のバリアフリー化など、平常時から要援護者も安心して、より良い暮らしのできるよう、住環境の整備を含めた一層の地域安全対策を進めていくことが必要です。

自身の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことを言います。権利擁護制度には、「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」があります。(51ページ参照)

第3章 ともに支え合う 地域のありかた

第3章 とともに支え合う地域のありかた

第1節 めざす地域福祉の姿（基本理念）

（めざす地域福祉の姿）

**基本理念：いつも自分らしく生きるために、
みんなで支え合う地域づくり**

復興へと向かうこれからの暮らしでは、災害での教訓を踏まえ、いざという時にも支え合い、行動できるよう、日頃からさまざまな人同士のつながり、地域社会とのつながりを大切にし、自らが幸せを感じることでできる自分らしい暮らしを送ることが、特に重要ではないかと考えます。

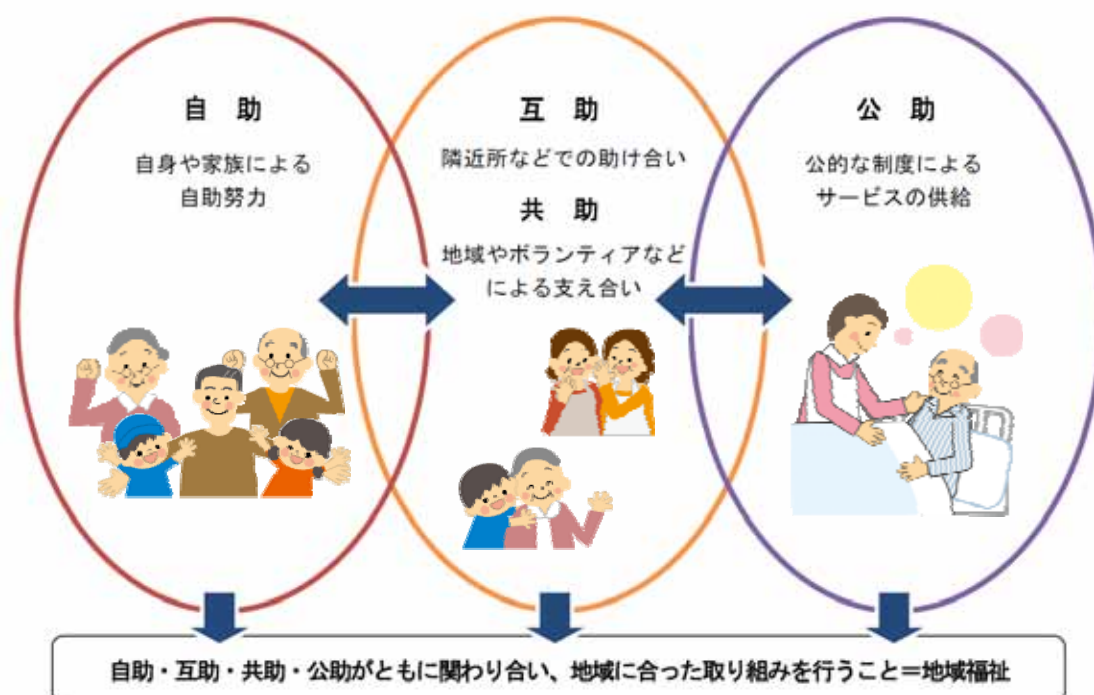
そこで、市民と行政がともにめざす地域福祉のめざす姿として、「いつも自分らしく生きるために、みんなで支え合う地域づくり」を基本理念に掲げ、困った時には生活支援へつながるさまざまな情報や相談の手段があり、住民同士のつながりを大切にし、誰もが、差別や偏見、疎外感を感じることなく尊重し合い、地域ぐるみで支え合いの輪が築かれ、「これからもこのまちで暮らしたい」という「安心感」の得られる地域社会をめざします。

1 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

地域での支え合いを築いていくための考え方として、自助・互助・共助・公助というものがあります。

そして、この自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、地域に合った取り組みを行うことが、基本理念に掲げる「いつも自分らしく生きるために、みんなで支え合う地域づくり」(本市のめざす地域福祉の姿)の実現につながります。

図表39 地域での支え合いの考え方（自助・互助・共助・公助）

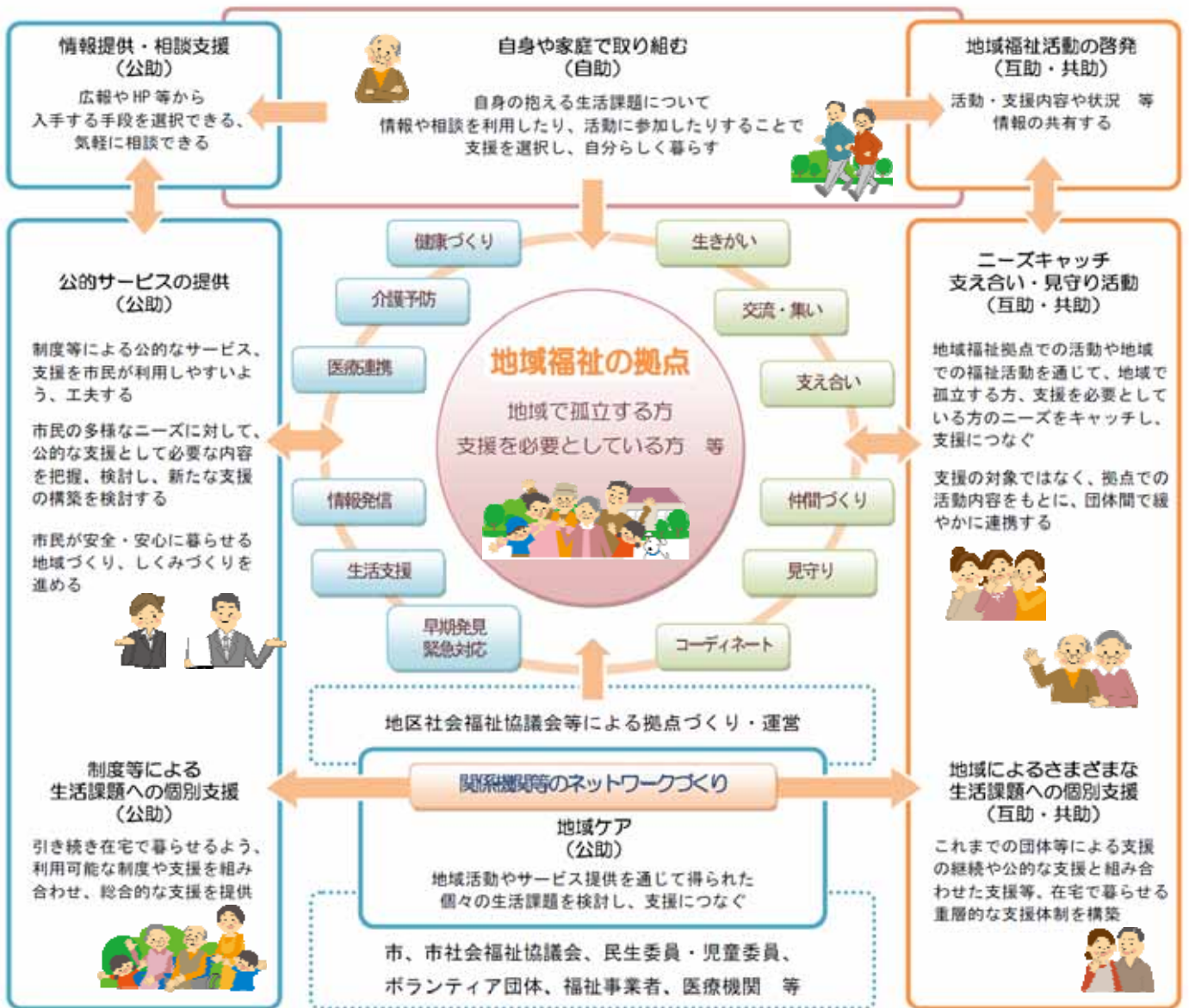


- 自 助：自分自身や家族の力で困りごとを解決すること。
- 互 助：自身の周囲にいる友人や隣近所の方たちが、自発的に関わり、困りごとの解決にむけて取り組むこと。
- 共 助：地域や市民レベルでの支え合いのこと。ボランティアやNPO等による事業やボランティア活動。
- 公 助：さまざまな公的なサービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

そこで、基本理念の実現に向けて、この計画では次ページの図に示すように、「地域」という場所に主眼を置き、自分らしく暮らす、自身の努力で課題を解決するといった「自助」と、個人だけでは解決することが困難なことについて、地域住民や地域の団体の横のつながりによって支え合い、助け合う「互助・共助」、そして市をはじめとする公的なサービス提供や環境づくりという「公助」が、相互に働き合う地域福祉活動に取り組みます。

また、支援につなぐ仕組みや地域での課題解決の仕組みづくりに加え、東日本大震災によって得られた“コミュニティの大切さ”を教訓として、日常だけでなく、災害等の非常時にも地域での支え合い、助け合いが機能する体制づくりを進め、地域福祉活動が継続して取り組まれるよう、仕組みづくりを進めます。

図表40 地域福祉活動の取り組みイメージ



(持続可能な仕組みづくりにむけて)

- (1) 市民のニーズや福祉課題をキャッチする(支援につなぐ仕組み)
- (2) 関係機関がともに連携して課題を解決する仕組み
- (3) 地区ごとの拠点づくり、ネットワークづくり、コミュニティの再生
- (4) 日常的な支援だけでなく、災害時においても役割を担う体制

第2節 重点事項

重点事項1：コミュニティの再生（人同士をつなぐ仕組み）

平成23年3月に発生した東日本大震災によって、自治会や行政区がすべて壊滅している地区や被害が大きい地区等、これまでのような地域活動が困難となっている地区や、集会所やコミュニティセンター等多数のコミュニティ施設も被災し、使用不能となっているところが多数あります。

一方で、復旧・復興にむけて、市内には応急仮設住宅や応急仮設集会所が建設されたほか、新たな市街地の整備が計画されています。

このような状況を踏まえ、今後は震災で生まれた新たな絆を大切にしながら、「地域自治システム」()の導入など、ともに生活する地域社会の一員として、既存自治会やNPO、ボランティア団体などとの連携を図りながら、地域福祉活動の基盤となる拠点づくり、新たなコミュニティ組織の形成が求められます。

特に阪神淡路大震災では、復興後の住宅において高齢者の孤立（死）が、社会的な問題としてクローズアップされる等、今後の本市におけるコミュニティの再生においても、こうした教訓を活かし、長期的な視点でソフト・ハードの両面から取り組みが求められます。

重点事項2：地域ネットワークの構築（支援をつなぐ仕組み）

少子高齢化の進行や被災後の心身の不安など、保健・医療・福祉へのさまざまなニーズ（要望）は、今後も一層高まると予想されます。

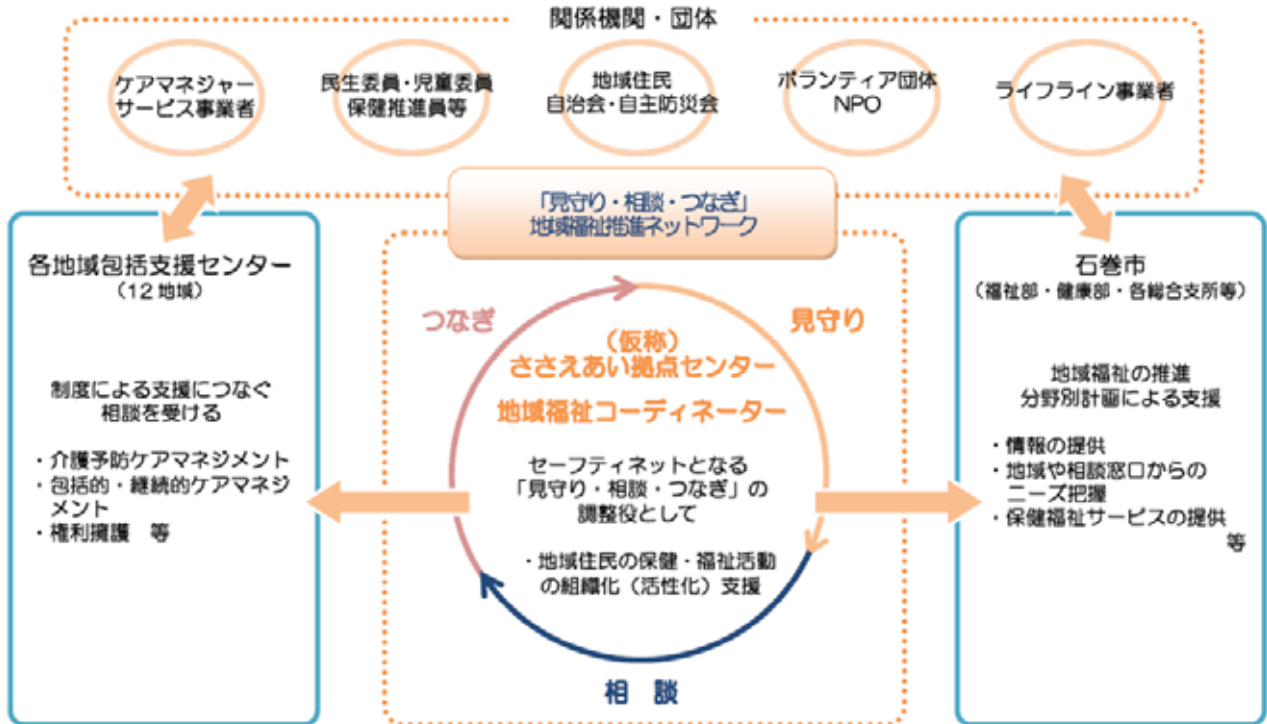
特に仮設住宅等での生活は、生活が不活発になりやすい状況にあることが、過去の事例からも明らかになっており、心身のケアとともに、生活不活発病の予防対策を図ることが望まれます。

そのため、今後は安心して地域で暮らせるよう、前項で挙げたコミュニティの再生とともに、地域の実情に応じた柔軟なサービスの展開、見守り活動、閉じこもりを防止する地域内交流の活性化等を具現化するために、市民一人ひとりがお互いに支え合う地域のネットワーク（支援をつなぐ仕組み）を構築することが重要となります。

地域自治システムとは、身近な地域をより住みやすくするために、市民の手で身近な地域の不安や課題を解決し、市と協働による地域づくりを進めるための仕組みづくりのことです。

また、市民の一人ひとりの尊厳を守り、高齢、障害等により判断能力が低下している状況にあっても、その人の意思や権利、財産等が脅かされることのないよう、早期の制度周知や利用促進を図る必要があります。

図表41 地域の支え合いづくり（イメージ）



重点事項 3：安心できる暮らしの確保（安心をつなぐ仕組み）

災害時や緊急時など、いざという時に安心できる体制や支援が整っていることは、地域で自立した生活を送るうえで必要不可欠です。

特に市民の尊い生命や貴重な財産を守る取り組みは、今回の東日本大震災を教訓に、より一層の強化が求められ、必要に応じた保健・福祉サービスを提供する福祉避難所の整備や災害時における要援護者受け入れ協定の締結のほか、地域の自主的な助け合い、日頃から見守りや生活支援等を通じて、地域の要援護者との関わりを深めるといった日常と災害時の両面から支援体制を構築し、安全・安心な地域社会づくりを進めていくことが求められます。

第3節 分野別計画での取り組み方針

地域福祉の推進に向けて、各分野別に取り組む方向性をまとめます。

1. 健康増進計画

基本理念：一人ひとりの健康づくりをみんなで支えるまちづくり

少子高齢社会の進展に伴い、疾病の治療や介護に係る社会的負担が今後ますます課題となることが予想されることから、従来の疾病対策の中心であった健診による早期発見・治療にとどまることなく、健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点を置いた生涯にわたる健康づくりを推進していくことを目的に、「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康」「たばこ・アルコール」「歯の健康」「がん・脳卒中・糖尿病」「母子保健」「高齢者の健康」の8つの分野を計画の柱と位置づけ、みんなで（市民・団体・行政）健康づくりに取り組めるよう目標を具体的に設定しています。

出前講座の活用や地域で健康づくりを行うグループ・人材の育成など、地域から継続して健康づくりを進められるよう取り組みます。

2. 次世代育成支援行動計画

基本理念：みんなが育つ・育てる 共に支えあう ふれあいの輪

本市の未来を担う子どもたちが明るく元気に、伸び伸びと健やかに成長できる環境をつくるため、「子育ての土壌づくり」「安心できる子育て環境づくり」「豊かな子育て環境づくり」「子育て、子育ての基盤づくり」の4つを後期計画の基本方針として計画を推進し、子育て中の親が子育てしやすい地域づくりに向けて、子育て家庭の集う場の提供など、親同士の交流を促進し、地域で孤立することのないよう働きかけていきます。

また、市民と市との協働により子育て支援活動を通じて、市民の子育てへの関心や、何らかの形で協力したいと考えている意識を、実際の活動につなげていくしくみづくりを進め、市民一人ひとりが地域の一員として、子育てを見守り・協力し合っているまちづくりをめざします。

3．障害者計画・障害福祉計画

基本理念：ともに暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ

障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、適切なサービス基盤の整備とともに、市の相談窓口の充実を図り、障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、地域で自立した生活を送るために必要なサービス情報の提供をはじめとする支援体制を整備します。

また、障害のある人の自己決定や選択に基づくサービス利用計画を作成し、福祉サービスのみならず、保健・医療・教育・就労、インフォーマルサービス()等を含めたさまざまな支援を、障害の特性や必要性に応じて総合的・継続的に行うケアマネジメント体制の整備を進めます。

4．高齢福祉計画・介護保険事業計画

基本理念：高齢者が尊厳を保ち、生きがいを持って自立し、安心して暮らせるまちづくり

高齢化が一層進展する中で、社会の活力を維持していくためには、高齢者自身が生きがいを持って自立し、地域における共助が促進され、高齢者が活躍できる社会環境の整備が求められています。

そこで、高齢者が住み慣れた地域で、社会を支える一員としてともに支えあいながら、誰もが自分らしく自立した生活をおくることができるまちとなるよう、高齢者福祉環境の充実をめざします。

さらに、生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりと介護予防の推進、要支援・要介護者支援の充実、地域包括ケアシステムの充実を本計画の基本方針と定め、それらの実現に向けた取り組みを進めます。

主に家族、友人、近隣住民、ボランティアなどの専門家ではない人々による非公式な援助のことを指します。

第4節 施策体系

基本目標を施策として具体化するために、以下の体系に基づいて地域福祉を推進していきます。

また、計画期間内に策定する分野別計画の市民協働の指針とします。

図表42 施策の体系



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標 1 : (自助)

自分らしく暮らせる地域づくり

1-1 地域社会や交流機会への参加

施策を取り巻く環境（現況・課題）

支え合い・助け合いのある地域にしていくためには、身近な地域に暮らす住民同士の顔がみえ、ふれあいや交流活動が活発に展開されていることが重要です。復興にむけた新たな地域づくりを進めていくなかで、既存施設の有効活用を図るとともに、さまざまな世代間のふれあい、交流の機会を充実させるなど、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

施策のめざす姿

市民が積極的に地域と関わり、身近な地域活動や交流機会に参加しています。地域社会への参加・交流をきっかけに、お互いの“顔の見える関係”が生まれています。

スポーツ活動や文化活動への取り組みのほか、自らの技術や経験を活かした地域活動の担い手など、市民がそれぞれの生き方や暮らし方に応じて地域社会へ参加し、活躍できる機会づくりをめざします。

また、さまざまな世代が交流できるきっかけづくりを進め、お互いの“顔の見える関係”づくりをめざします。

— 市民一人ひとりの取り組み

地域での仲間づくりや世代間交流の機会に積極的に参加します。
行事・イベントのときには、隣近所で声をかけあうなど、参加しやすい雰囲気をつくれます。

— 地域での取り組み

レクリエーションやボランティア活動等、特色ある地域づくりに取り組みます。
身近な地域活動団体である自治会等について、組織の活性化に取り組みます。
地域活動や行事等の開催にあたっては、誰もが参加しやすいよう努めます。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

1-1-1 市民との交流活動への支援

市が主催するイベントや各種団体等が行う地域住民との交流活動を促進するため、各地域でのイベント情報の提供や広報等、必要な支援を行います。

市民の交流を促進するため、だれもが気軽に参加できるよう、支援の必要な方に配慮したイベントの企画・実施を検討します。

1-1-2 支援の必要な市民との交流機会づくり

地域の高齢者や障害のある人等との交流の場やボランティア団体の活動する地域福祉活動の拠点を確保し、地域との交流のきっかけづくりを支援します。

1-1-3 世代間で交流するきっかけづくり

地域での顔のみえる関係を深めるとともに、幅広い年齢層が福祉活動に関わるようにしていくため、世代間で交流する機会づくりを進めます。

1-1-4 地域での声かけの促進

近隣との人間関係をさらに深めていくため、要介護高齢者や障害のある人、子育て家庭等に対する地域行事等への参加の呼びかけも含めた地域での声かけを促進します。

1-2 就労・生きがいづくりへの支援

施策を取り巻く環境（現況・課題）

就労や地域活動に生きがいをもって取り組むことは、自分らしく暮らすうえでも重要となります。

特に今後は、団塊の世代等、元気な高齢者が増加するなかで、地域福祉活動の担い手として、こうした世代がボランティアや地域活動を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ることが求められます。

施策のめざす姿

市民一人ひとりが、地域貢献や生きがいづくり、就労等を通じて、自分らしく、よりいきいきと暮らしています。

生涯にわたって住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、就労等を通じて、一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、自立支援につながるよう支援します。

特に退職後の高齢者においては、地域の新たな担い手として、関係機関と連携しながら、就業、ボランティア活動、余暇活動などの生きがいづくりに取り組みます。

また、障害のある人については、それぞれの能力や個性を發揮できるよう、一般就労につながる支援や福祉的就労の場の確保に努めます。

市民一人ひとりの取り組み

自らの技術や経験を活かし、生きがいを追求します。

何事にも関心をもち、趣味や生きがいを見つけることを心掛けます。

障害などがあっても、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方、暮らし方の実現にむけてチャレンジします。

地域での取り組み

市民の豊かな知識や経験、技術を地域活動に活かす場を設けます。
趣味や特技等を地域づくり活動に活かします。
地域で声をかけ合う等、地域貢献や生きがいに仲間同士で取り組みます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

1-2-1 地域福祉活動・生きがいづくり等への参加促進

自治会活動や地域行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用し、多くの市民が地域への関心を高め、仲間づくりやさまざまな地域福祉活動への参加につながるよう努めます。

1-2-2 自立を支える働く場づくり

高齢者や障害のある人等が、働けるような支援や働く場の確保が行えるよう、関係機関と連携しながら、相談支援や情報提供を行い、就労支援を行います。

1-2-3 高齢者や障害のある人への生きがいづくりの周知

シルバー人材センター等による就業を通じた社会貢献や「高齢者スポーツ大会」、「高齢者の生きがいと創造の事業」等の事業を通じ、余暇を活用した趣味の活動による生きがいづくりの周知や支援に努めます。

障害のある人がさまざまな訓練や支援を通じて就労の場の確保や障害者地域活動支援センター等での生きがいづくりの周知や支援に努めます。

1-3 社会的な自立への支援

施策を取り巻く環境（現況・課題）

東日本大震災以降、市内外からのさまざまな支援の輪が広がるなか、今後は復興へむけて生活の自立が求められますが、先行きのみえない生活に不安を感じる市民も多く、市民一人ひとりの自立した生活への支援は、今後ますます重要となります。

市民の抱える不安はさまざまですが、アンケート調査では、比較的若い世代は「収入・家計」といった経済的な不安がある一方で、年齢が高齢化するなかで、「家族や自身の健康」に不安を感じ、介護や支援の充実を望んでいます。

社会的な自立にむけては、市民一人ひとりの心身の健康づくりとともに、自立にむけた相談体制が求められます。

施策のめざす姿

介護予防、介護保険サービスの充実とともに、高齢者が地域や社会に参加し、生きがいを持って暮らすことができるような環境が備わっています。

障害のある人の自立と社会参加を進めています。

さまざまな相談を行い、生活の安定と自立にむけて取り組んでいます。

市民一人ひとりの社会的な自立にむけて、生活習慣病や生活不活発病の発症予防、介護予防、心の健康づくり等、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

また、“困りごと”などがあつたら家族や相談窓口などに積極的に相談し、必要に応じてさまざまな制度を活用する等、地域社会の一員として自分らしく、自立した生活をめざします。

市民一人ひとりの取り組み

自身の健康状態に関心を持ち、必要な健康づくりに取り組みます。

自身の生活の自立にむけて、必要な情報を得たり、一人で悩まずに積極的に相談するよう心掛けます。

地域での取り組み

高齢者や障害のある人への見守りや地域でできる支え合いに取り組み、自立生活を支援します。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

1-3-1 高齢者への自立支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送り続けることができるよう、介護保険サービスの提供とともに、各種の生活援助の実施・充実に取り組みます。

介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

1-3-2 障害のある人の自立支援

障害のある人の地域移行を推進するとともに、地域での自立生活に必要な障害福祉サービスを、個々の状況や必要性に応じて提供できる基盤を、サービス提供事業者等と連携して整備します。

1-3-3 自立を支える働く場づくり（再掲）

関係機関との連携のもと、相談支援等を通じて、個々の状況に応じた生活支援につなぎ、自立を支援します。

自立と生きがい生まれる取り組みの一環として、働く機会や場が確保されるよう、関係機関と連携しながら、相談支援や情報提供を通じた支援を行います。

1-3-4 新たな自立支援策の検討

支援を必要とする人とその家庭への自立支援策について、地域・関係機関・県などと検討します。

県及び専門機関との情報交換を行うなど、新たな支援策についての研究・事例を収集、整理、共有する体制の構築を図ります。

基本目標 2 : (互助・共助)

支え合い・助け合いをつなぐ地域づくり

2 - 1 支え合い意識の醸成・福祉教育

施策を取り巻く環境（現況・課題）

すべての市民がともに支え合う地域社会を実現するためには、幼児や児童生徒等、早くから“支え合いの必要性”にふれる機会を推進するとともに、さまざまな広報・啓発活動により市民の福祉意識の醸成を図ることが重要です。

地域福祉を進めるうえでの主役は市民であり、持続可能な活動としていくためには、福祉意識の醸成とともに、その活動の中核を担う福祉人材や福祉活動団体を育成・確保することは重要な課題です。

認知症や心に関わる疾病、精神障害等については、市民の誤解や偏見によって地域で暮らすことが難しい場合も考えられることから、正しい知識の周知とともに、ともに暮らす地域の一員として、お互いの理解を深めていくことが求められます。

アンケート調査では、地域で手助けが必要な人への支援について、「内容にもよることができる範囲でしたい」と回答した割合が6割（61.1%）を占めており、今後はこうした支え合いの意識を支援に結びつけていくことが重要となります。

施策のめざす姿

市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識を高め、お互いを認め合い、地域を担う人づくりが進んでいます。

市民の誰もが生涯を健康に過ごし、すべての市民が支援の担い手であり、受け手でもあるという視点に立ち、互いを認め合い、その人らしい生き方を尊重して地域の中でともに暮らしていくという考え方を広く知っていただくために、学校教育や生涯学習機会、イベント等を通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育みます。

— 市民一人ひとりの取り組み —

一人ひとりが日常生活において、地域のできごとに関心を持つよう心掛けます。

地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。

— 地域での取り組み —

地域のなかで福祉について学ぶ機会を設けます。

地域の子育て家庭や高齢者、障害のある人との交流を行うなど、幼少期からの福祉教育を進めます。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針） —

2-1-1 福祉・人権教育の推進

学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用して、地域に暮らす住民が互いに相手の立場を尊重し、思い合えるよう、福祉に対する意識の向上や福祉・人権教育を推進します。

2-1-2 広報・啓発活動の充実

地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。

2-1-3 認知症や障害等への理解の促進

「認知症サポーター養成事業」などを通じて、市民へ認知症に対する正しい情報を伝え、誤解や偏見をなくすとともに、認知症になっても自分らしく暮らせるよう、認知症の特徴や認知症への対応といった知識の周知、啓発に努めます。

心に関わる疾病や精神障害等、さまざまな障害に対する市民の理解の促進にむけて、広報等による正しい知識の啓発や交流、学習機会等を通じて、障害のある人に対する理解を深める取り組みを推進します。

2-2 コミュニティの再生への支援

施策を取り巻く環境（現況・課題）

平成23年3月に発生した東日本大震災によって、市内にはこれまでのような地域活動が困難となっている地区や新たな市街地の整備により、新たなコミュニティの形成される地区が存在します。

アンケート調査においても、今後の近所付き合いでは、現在よりも近所付き合いをしていきたい意向がうかがえることから、さまざまな機会を通じて、地域でお互いの“顔の見える関係”の生まれるきっかけを増やし、身近な地域との関わりを深めていくことが重要です。

施策のめざす姿

地域の一員として、隣近所など、身近な地域との関わりが深まっています。
あいさつや声かけ等を通じて、地域での孤立防止や新たなコミュニティの構築・再生へのきっかけがうまれています。

ともに暮らす地域の一員として、身近な地域との関わりを深めるとともに、地域での孤立防止にむけて、住民同士で知恵を出し合い、協力し合いながら解決したり、支援につないでいく取り組みを支援します。

そのため、地域で集まりやすく、災害時の避難所としても活用できるよう、既存の社会資源を活かしながら地域の防災や安全に配慮した拠点についても検討を進めます。

市民一人ひとりの取り組み

「ありがとう」「お互いさま」という思いやりを持って人に接し、隣近所との関わりを深めます。

隣近所で困っている人やどうしたらよいか分からない人がいたら、声をかけてみます。

地域での取り組み

身近な地域活動団体である自治会等について、組織の活性化に取り組みます。
困っている人やどうしたらよいか分からない人を発見し、見守り活動などでその人の支えになります。
民生委員・児童委員、保健推進員、食生活改善推進員等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

2-2-1 コミュニティの形成・再生支援

今後の仮設住宅から公営住宅等への移行等、復興にむけた新たな地域づくりとして、地域福祉コーディネーター（ ）を育成、配置するなど、コミュニティの形成・再生を支援します。

地域におけるさまざまな地域福祉活動を通じて、市民が地域のことや互いの生活について関心を持ち、市民の抱えているさまざまな課題を“発見”することができるコミュニティをめざします。

2-2-2 身近な地域の支え合いの関係づくり

子育て家庭や高齢者、障害のある人等が、身近な地域でさまざまな悩みや不安を把握、解決し、支え合える関係づくりを進めます。

2-2-3 地域のマナーアップに関する支援

新たなコミュニティを形成、再生にあたっては、ともに暮らす地域の一員として、「あいさつ」や「声かけ」運動の推進や清掃活動などの地域活動への参加を働きかけるなど、地域のマナー向上につながるよう支援します。

2-2-4 （仮称）まちの保健室の設置

生活の中で「気軽に」病気の予防や健康づくりに取り組めるよう、健康相談や健康チェックができる場所を「まち」の中に設置することを検討します。

2-3 地域福祉ネットワークの構築

施策を取り巻く環境（現況・課題）

少子高齢化の進行や被災後の心身の不安などにより、保健・医療・福祉へのさまざまなニーズ（要望）や地域での孤立など、制度や保健福祉サービスだけでは解決できない、さまざまな困りごとが高まるなかで、コミュニティの再生を図るとともに、地域による支え合いを築くことは、将来にむけても重要な取り組みと考えられます。

地域には、地域に根ざした活動を行う人やボランティア・NPO 団体のように地域を越えた広い範囲で活動を展開している団体があり、こうした組織・団体が広く連携、交流することが、地域のさまざまな困りごとを解決するうえで重要となります。

これまで以上に地域福祉への幅広い市民の参画と協力を促すためには、市社会福祉協議会を中心に、関係する組織や団体、機関の交流や連携を強化することで、地域における福祉ネットワークの構築を図ることが大切です。

施策のめざす姿

地域における助け合い、見守り、声かけ活動をはじめとする地域福祉活動の強化を図るために、地域における支え合いのネットワークづくりが進んでいます。

市民が抱える生活上の課題を解決していくために、市、福祉施設、地域住民、ボランティア、民生委員・児童委員等が重層的に地域の支え合い活動に関わり、各課や地域の福祉活動において把握したニーズをもとに、それぞれの機関で課題の解決にむけた取り組みを行うなど、「地域の福祉力」を高め、互いに連携をしながら地域社会全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

市民一人ひとりの取り組み

市民一人ひとりが地域福祉活動を通じて、福祉サービスを必要とする人の発見に努めます。

身近に困っている人がいたら助け合い、解決が難しいときは関係機関等につながります。

地域での取り組み

地域福祉活動や、民生委員・児童委員の訪問活動等を通じて、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。

地域で助け合いながら解決できるような支援を検討します。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

2-3-1 地域福祉ネットワークの構築

地域とともに、関係機関の協力も得ながら、安否確認や話し相手となるような地域福祉ネットワーク活動の普及を図ります。

2-3-2 関係組織・団体間の連携強化

市民、関係機関、市、市社会福祉協議会等がそれぞれの役割分担のもと、相互に地域の支え合い活動に関わりながら、意見交換や情報交換の機会を通じて、関係機関との連携の強化を図ります。

2-3-3 支援を必要とする人の把握・対応

民生委員・児童委員、市社会福祉協議会と連携し、支援を必要とする人の掘り起しに努め、市民の抱えているさまざまな困りごとを“発見”することができるような仕組みづくりを進めます。

2-3-4 地域でできる支援メニューの検討（再掲）

地域福祉活動等を通じて把握した、さまざまな課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスについて検討します。

2-3-5 地域福祉活動への情報提供体制の整備

活動団体や福祉活動への参加が円滑にできるようにするため、ボランティア活動や地域の福祉活動に参加を希望する人や支援を求める人への情報提供等、活動に必要な情報提供体制を整備します。

2-4 ボランティア・NPO 活動の推進

— 施策を取り巻く環境（現況・課題）

近年、福祉ボランティアや自治会組織に加え、NPO 活動等に取り組む団体が増えており、本市においても、その専門性や機動性などを活かして高齢者や障害のある人への支援、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍しています。

こうした活動を維持、継続していくうえでは、人材や活動資金の確保のほか、気軽に参加できるように、活動の時間、場所、内容など詳しい活動メニューを提示したり、参加意欲のある市民と団体をつなぐ機能なども求められます。

アンケート調査では、保健福祉に関するボランティア団体の活動や情報について、4割の方が「ぜひ知りたい」(41.2%)と回答しており、こうした市民の参加意欲を活動の活性化につなげていくことが重要です。

— 施策のめざす姿

ボランティア団体やNPO等がそれぞれの特徴を活かし、団体間で連携しながら活動し、地域福祉の重要な担い手となっています。

市社会福祉協議会によるボランティアコーディネートや団体間の交流機会が活動の活性化につながっています。

地域福祉の重要な担い手であるボランティア団体やNPO等がそれぞれの特徴を活かした活動ができるよう支援するとともに、団体間で連携しながら活動することで地域福祉が促進されるよう取り組みます。

また、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティア活動をはじめ、ボランティアをしたい人とボランティアを受けたい人などを結ぶコーディネート業務や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習等、それぞれの団体で取り組む活動の活性化につながるよう支援します。

— 市民一人ひとりの取り組み

地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。

ボランティアセンターなどを利用しながら、地域の支え合いに参加します。

地域での取り組み

市社会福祉協議会は、地域福祉活動の積極的な展開やボランティアセンターの活性化に取り組みます。

地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図ります。

ボランティア・NPO は、市民への積極的な情報発信とともに、自治会や行政との連携に努めます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

2-4-1 地域の人材の確保・育成

地域の健康・福祉の推進のため、人材を育成するとともに、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成に努めます。

2-4-2 ボランティア・NPO の育成

市社会福祉協議会で実施しているボランティア育成等の事業や情報の提供などを通じ、関係団体と連携を取りながら、ボランティア・NPO の育成・確保に努めます。

2-4-3 地域活動・ボランティア活動への支援

市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の活性化にむけての支援強化に努めます。（人材育成、経済支援、活動場所確保、情報提供など）

市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体同士の交流や情報交換、相互連携がさらに推進されるよう取り組みます。

2-4-4 地域福祉活動情報の発信

市社会福祉協議会と連携し、市内ボランティア団体の活動を定期的に広報で紹介するなど、地域福祉活動情報の発信を通じて、広く市民に関心を持ってもらうとともに、地域福祉活動への参加促進を図ります。

基本目標3 : (公助)

適切な支援につなぐ地域づくり

3-1 わかりやすい情報の提供

施策を取り巻く環境（現況・課題）

介護保険や障害福祉サービス等の提供は、これまでの措置制度（ ）から、市民が自らサービスを選択し、契約して利用する制度に変わってきており、市民が福祉サービスを適切に選択し、利用するために必要な情報の充実が求められています。

アンケート調査では、今後希望する市の保健福祉情報の入手方法として、「市報いしのまき」(77.3%)、「町内会、行政区の回覧板」(44.4%)、「新聞、雑誌」(22.2%)が上位に挙がっていますが、若い世代では「市のホームページ」を上位に挙げています。

高齢者や障害のある人、子ども、ひとり親家庭等、支援を必要としている市民の誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報を発信したり、利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報を提供するなどの配慮が求められます。

施策のめざす姿

地域の情報や福祉に関する情報が、必要な方に届くように、情報の提供・広報の手段の充実を図ります。

地域における支え合い・助け合いによる「地域福祉」の考えの浸透を図るため、広報活動の充実を図ります。

利用者自身が適切な福祉サービスを選択し、利用できる基盤を整備するために、情報提供については、必要な人に必要な情報が届くよう、多様な提供・発信方法の充実を図り、情報を自ら得ることが難しい人には積極的に地域に出向くなど、利用者の視点に立った、わかりやすい情報発信の手段や仕組みづくりにむけて検討します。

福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づき、行政がその権限としてサービスの利用決定を行う措置により提供する制度のことを言います。

— 市民一人ひとりの取り組み

常に最新の情報を入手し、必要な知識を正しく身に付けるようにします。
福祉サービスの利用等について、わからないことは、市や市社会福祉協議会、
民生委員・児童委員等に相談します。

— 地域での取り組み

自治会などは、情報が届きにくい人に情報を伝えます。
ボランティア・NPO や関係機関は、支援する人への最新の情報・幅広い情報
の収集に努め、情報を必要とする人を見つけたら、必要な情報を伝えたり、
窓口での相談を勧めます。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

3-1-1 市民にわかりやすい情報の提供

広報紙をはじめ各種パンフレット、ホームページ等、広報媒体ごとの利用特性や地域性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。

市窓口、子育て支援センター、地域包括支援センター、地域生活支援センターなどの専門機関において、市民の欲しい情報を把握し、適切な情報を発信する仕組みを構築します。

出前講座をはじめ地域に出向いての制度や保健福祉サービスの説明など、身近な地域でわかりやすく情報を提供する仕組みを検討します。

3-1-2 利用者の立場に立った情報提供

提供する情報の内容や困りごとを抱えている市民の状況に配慮した情報提供手段を検討する等、利用者の立場に立った情報提供に努めます。

3-1-3 外国籍の方に配慮した対応

サービス提供事業者とも協力し、情報提供やサービス利用などに関する外国語の対応を進めます。

3-2 気軽に相談できる体制

施策を取り巻く環境（現況・課題）

市民が抱える困りごとはさまざま、特に復興過程においては、個人や地域団体がどこに相談すべきかわからないような場合も考えられることから、相談窓口では、多様化する困りごとをその人にあった支援につなぐ体制づくりが重要です。

アンケート調査では、市の保健福祉施策として重要だと思う取り組みとして、「身近な場所で相談できる窓口を増やす（46.5%）ことを第1位に挙げており、身近な相談の場が求められます。

施策のめざす姿

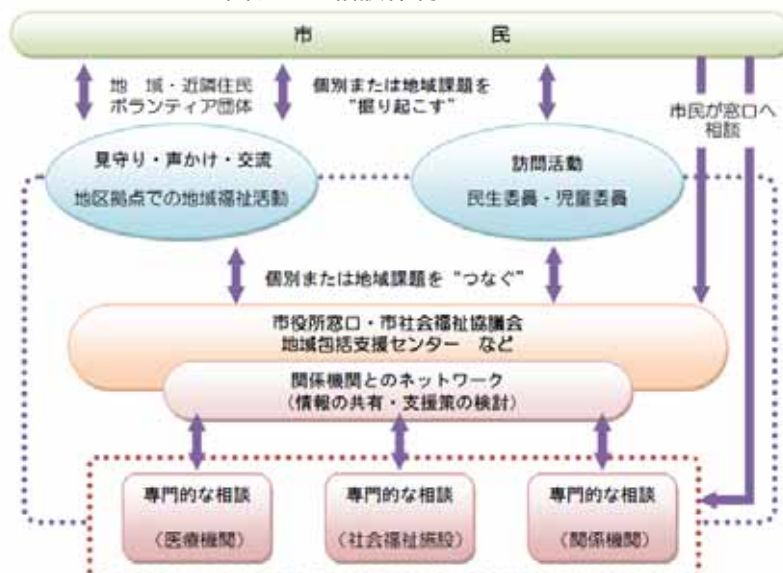
地域生活におけるさまざまな相談に対応し、かつ必要なサービスの利用や支援へつなぐことのできる相談体制の充実を図ります。

地域の支え合い・助け合いを通じて、身近な困りごとの把握に努め、さまざまな相談につなげる体制づくりを進めます。

利用者本位のサービス提供体制を実現するためにも、さまざまな保健福祉サービスを確実な利用につなげる相談体制を構築するほか、身近な地域で福祉に関するさまざまな相談を受けられる機会の充実を図ります。

また、複雑な相談内容の場合は、専門的な窓口への円滑な紹介を行う等、気軽に相談を受けやすい体制づくりを進めます。

図表43 相談体制のイメージ



— 市民一人ひとりの取り組み —

不安や悩みは一人で抱えずに、隣近所や身近な相談支援機関に相談します。
日ごろから、身近な相談支援機関を知っておきます。

— 地域での取り組み —

ボランティア・NPO や関係機関は互いに協力・連携し、困っている人や困っていてもどうしたらよいか分からない人の支えになります。
民生委員・児童委員、保健推進員、食生活改善推進員など、地域保健福祉活動の従事者は自己研鑽に努め、積極的に活動します。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針） —

3-2-1 相談窓口間の連携による情報共有

さまざまな相談窓口から得られたニーズや相談内容について、関係機関と情報の共有を図るなど、総合的な対応ができるような相談支援をめざします。
専門的な相談が必要な場合には、的確にその窓口につながるよう、窓口間の連携を図ります。

3-2-2 相談担当職員の技能向上

「手話通訳員」を窓口を設置するなど、相談に対応する行政職員（窓口・教育施設・福祉施設等）に対し、研修機会を設け、技能向上を図ります。

3-2-3 身近な地域の相談体制の充実

民生委員・児童委員等、地域において市民の相談活動などを行う人がきめ細やかな相談や情報提供ができるよう、訪問活動を促進するとともに、地域福祉活動の場が身近で気軽に相談できる場となるよう努めます。

3-2-4 民生委員・児童委員の訪問活動の促進

地域住民の気軽な相談窓口としての機能を充実させるため、民生委員・児童委員による訪問活動を促進し、その役割の周知に努めます。

3-2-5 相談事例の管理・活用

相談のあった内容をケースごとに集約する等、蓄積された相談事例と同様の困りごとが生じた際の早期解決のノウハウとして相談事例の管理・活用を図ります。

3-3 虐待防止や権利擁護への取り組み

施策を取り巻く環境（現況・課題）

児童虐待や高齢者、障害のある人への虐待は深刻な社会問題となり、それぞれ虐待や暴力を防止する法律が制定されています。

虐待については、問題が複雑であったり、内在するケースが多く、早期対応にむけて、総合的な対応が必要です。

認知症や知的障害、精神障害のある人等、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な市民の権利を擁護するために、「成年後見制度（ 1）」や「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）（ 2）」がありますが、アンケート調査でのこれらの認知度は低く、利用は必ずしも進んでいる状況とはいえないため、制度の周知を図っていく必要があります。

施策のめざす姿

だれもが自分らしく暮らすために、市民一人ひとりの人権を尊重し、虐待防止とともに、早期発見、解決に取り組みます。

地域に暮らす一人ひとりの尊厳を守るために、乳幼児から高齢者、障害のある人等への虐待防止体制の強化を図り、地域をはじめ関係機関と密接に連携して、早期発見、解決に取り組みます。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業（まもりーぶ）など、自ら判断してサービスを選択・契約することが困難な市民の権利を擁護する仕組みの充実に取り組みます。

特に加齢による機能の低下や高齢化の進展による認知症については、権利擁護の推進とともに、認知症についての正しい知識の普及を進めるとともに、保健・医療機関と連携して、早期発見と適切な予防に取り組みます。

¹ 認知症がある方や知的障害者・精神障害者など、意思決定能力が十分でない方々が、日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利や財産を守り、契約などの支援を行う制度です。

² 認知症がある高齢者や知的障害者・精神障害者など、十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、市社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度です。

— 市民一人ひとりの取り組み

一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようにします。

成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもりーぶ）についての正しい知識を身に付け、適切に利用します。

— 地域での取り組み

自治会などは、出前講座などを活用し、制度への理解を深めます。

地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。

サービス提供事業者は、利用者の人権を意識・尊重するよう、権利擁護の立場から取り組みます。

適切な見守りや通報等、民生委員・児童委員、市民、市社会福祉協議会が中心となって、地域の虐待防止、早期解決に取り組みます。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

3-3-1 早期発見体制の強化

民生委員・児童委員や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関わる要援護者の早期発見に努めます。

地域で行う見守り活動を充実させ、早期通報体制を強化します。

3-3-2 関係機関との連携強化

人権侵害事例を発見・対応するため、県をはじめとする関係機関や地域との連携強化を図ります。

3-3-3 虐待防止体制の充実

乳幼児から高齢者まで、さまざまな市民を虐待や暴力から守るため、総合的な相談窓口を設置します。

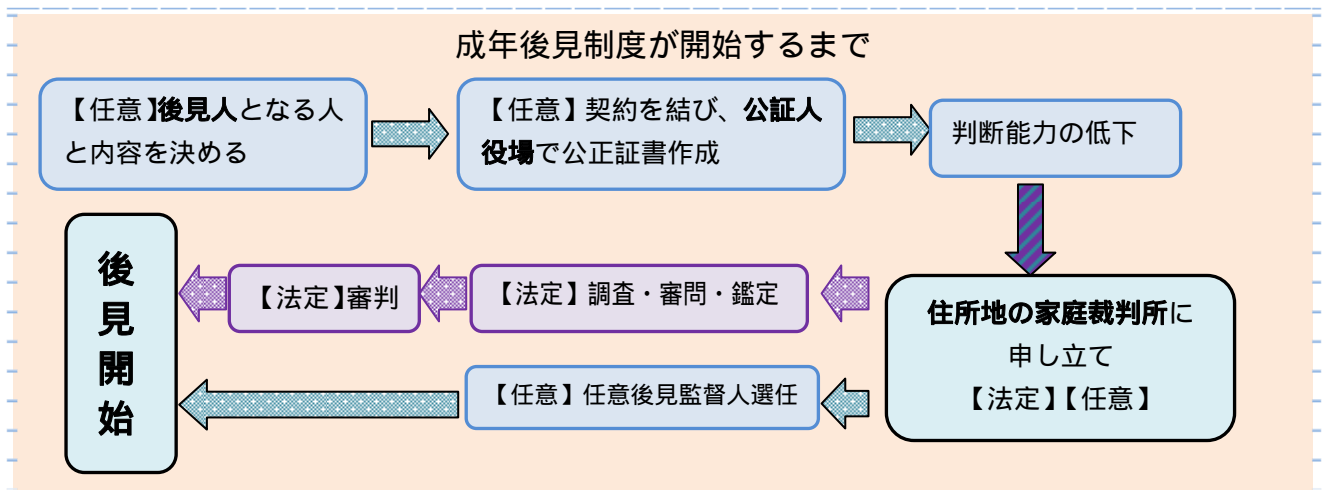
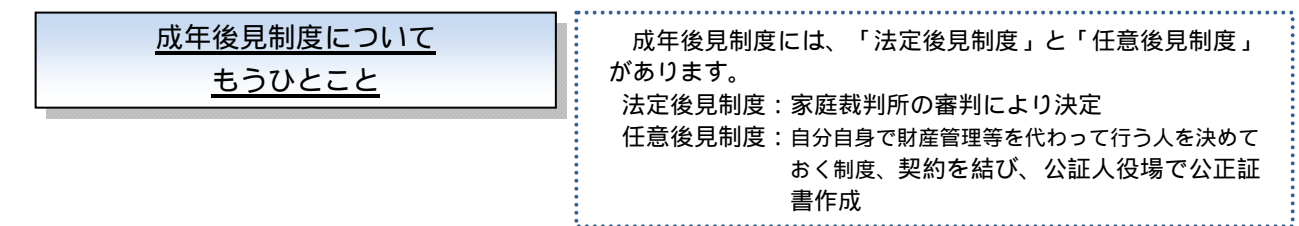
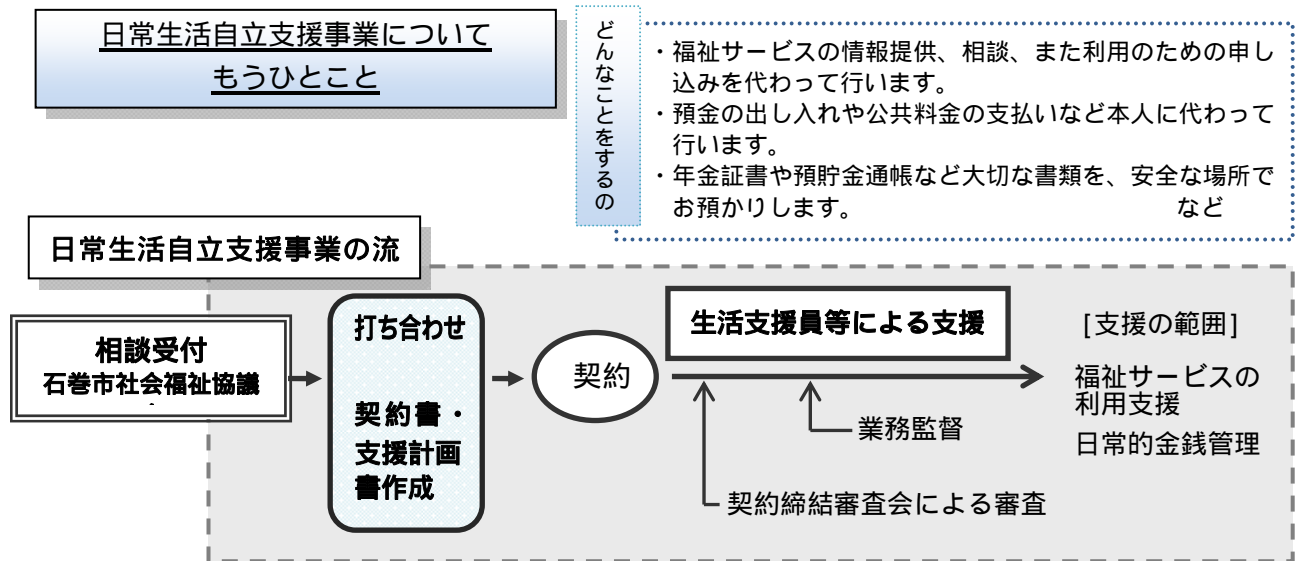
早期の問題解決を図るため、民生委員・児童委員や教育機関、児童相談所、福祉施設、警察等の関係機関との連携を強化し、虐待防止ネットワークの充実を図ります。

3-3-4 権利擁護制度等の利用促進

判断能力が十分ではない方を守る日常生活自立支援事業、成年後見制度の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、サービス提供事業者や地域包括支援センター等を連携しながら、制度の周知と利用促進を図ります。

3-3-5 在宅介護を行う家族等への支援

認知症や障害、精神疾患等に対する家族の理解とともに、権利擁護制度等、必要となる情報提供や見守り、相談等により、在宅で介護する家族の心身の負担を軽減します。



3-4 サービスの質の向上

— 施策を取り巻く環境（現況・課題） —

市民が安心してサービスを選択し、利用できるよう、各窓口やサービス提供事業者とも連携して、事業所の提供するサービスの内容に関する情報提供を図るほか、福祉サービスに関する苦情に対応し、解決につなげる仕組みやサービスの質の確保と向上を図ることが必要です。

市民が適切なサービスを利用できるよう、各種福祉サービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者の確保・育成に努める必要があります。

— 施策のめざす姿 —

市民が福祉サービスを安心して利用するために、必要なサービスについて理解できるよう情報提供を図るとともに、地域に必要なサービスの質の向上や供給量を確保します。

自らの生活のあり方を選択し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、権利擁護や苦情解決等、必要なサービスを利用できる体制の充実に努めます。

利用者が自身に最も適切な福祉サービスを選択し、利用できるよう、利用者の適切なサービス選択を情報提供や相談支援を通じて実施するとともに、事業者によるサービスの質の確保・向上を図るため、事業者が提供するサービスの内容等を把握するほか、福祉サービスに関する苦情に対して適切に対応するなど、市民が利用する福祉サービスの質の向上に努めます。

— 市民一人ひとりの取り組み —

保健・医療・福祉にかかる制度やサービスについて、正しく理解します。

必要な情報を集め、自分に最適なサービスを選択します。

行政や事業者に対し、自分の意志・意見を発信するよう努めます。

地域での取り組み

ボランティア団体・NPO は、それぞれの特性を活かして、利用者ニーズにきめ細かく対応します。

サービス提供事業者は、利用者ニーズと地域特性を踏まえたサービスの実施・創出に努めます。

サービス提供事業者は、関係法令を遵守した事業運営、サービスの質の向上、第三者評価の積極的な導入、利用者への情報開示、苦情事例からサービス改善につなげる仕組みの強化を進めます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

3-4-1 福祉サービスの情報公開の推進

市民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供に努めます。

事業者のサービス情報を市ホームページに掲載するとともに、ホームページ以外の方法でも、サービス情報を広く周知します。

3-4-2 苦情解決体制の充実

福祉サービスに対する苦情の申出がしやすい環境づくりを進めるとともに、利用者やその家族に対して苦情解決制度を周知するなど、苦情解決体制の充実に努めます。

3-4-3 多様なサービス主体の参入促進

事業者やNPOなど、多くのサービス主体の参入促進を図る方策を実施します。

3-4-4 サービスの質の向上・適正配置

サービス提供事業者の研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。

高齢者や障害のある人が、身近な地域での生活を送られるようにするため、必要に応じて、介護保険制度による地域密着型サービスや障害福祉サービスでのグループホーム等の整備、検討を図ります。

3-4-5 サービス利用対象者の把握

地域福祉活動や民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、高齢者への生活機能等に関する調査による、介護予防事業の対象者となる高齢者（二次予防事業対象者）を把握します。

基本目標 4 : (公助)

安心をつなぐ地域づくり

4 - 1 災害時の支援体制

施策を取り巻く環境（現況・課題）

近年、台風や大雨等による自然災害や、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、あらためて地域における助け合いの重要性が確認され、市が取り組むべき施策としても、安全安心にかかる分野への要望は高まっています。

地域社会において災害時要援護者の安全を確保することは、すべての人にとって地域全体の安全を向上させることにもつながることから、災害時要援護者の状況を知る各種団体とも連携しながら把握し、ふだんから交流するなど、総合的な取り組みが求められます。

アンケート調査では、災害時要援護者支援制度について半数以上（50.6%）が「初めて聞いた」と回答しているほか、要援護者の避難活動について 6 割（60.6%）が「要請があれば参加したい」と回答しており、東日本大震災を教訓とした要援護者対策について検討を図る必要があります。

施策のめざす姿

防災意識の向上のため啓発活動を行うほか、災害時要援護者等への必要な支援を行える体制づくりを進めます。

本市で起こりうるさまざまな自然災害や高齢化の進展等に留意し、災害時要援護者の状況を知る地域住民、自主防災組織、ボランティア、介護従事者、市社会福祉協議会等の福祉関係団体等と連携しながら、災害時要援護者支援ネットワークの構築に引き続き取り組み、対象者の把握とともに、ふだんから“顔の見える関係”づくりを進める等、日常的な地域福祉活動と連動した総合的な支援に取り組みます。

また、対象者の個人情報に配慮し、災害時の安否確認や避難支援のための情報の共有を図ります。

— 市民一人ひとりの取り組み

災害時は、自力または周囲の協力を得ながら“まず避難すること”を第一に行動します。
地域の防災訓練への参加や自主防災組織の活動に協力します。
日ごろから防災用品・避難場所・避難経路等を確認します。

— 地域での取り組み

子どもやひとり暮らし高齢者、障害のある人など、災害時や緊急時の要援護者について把握しておきます。
災害時の避難の際、隣近所で声をかけ合います。

— 市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

4-1-1 防災意識の向上

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等での防災教育や広報紙、パンフレットを活用した市民への啓発、情報提供の充実を図ります。

4-1-2 災害時の支援体制の構築

地域と協力し、全地区に防災ネットワークをはじめとする災害時の要援護者避難支援体制を構築します。

自主防災組織や防災ネットワークの結成など、地域の安全対策を進めます。

4-1-3 災害時要援護者台帳の整備の促進

要援護者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら、災害時要援護者台帳を整備します。

4-1-4 災害時要援護者避難支援プランの作成

関係機関と連携し、地域における災害時要援護者見守りとともに、災害時要援護者の避難支援プラン（個別支援プラン）の作成を進めます。

4-1-5 福祉避難所の検討

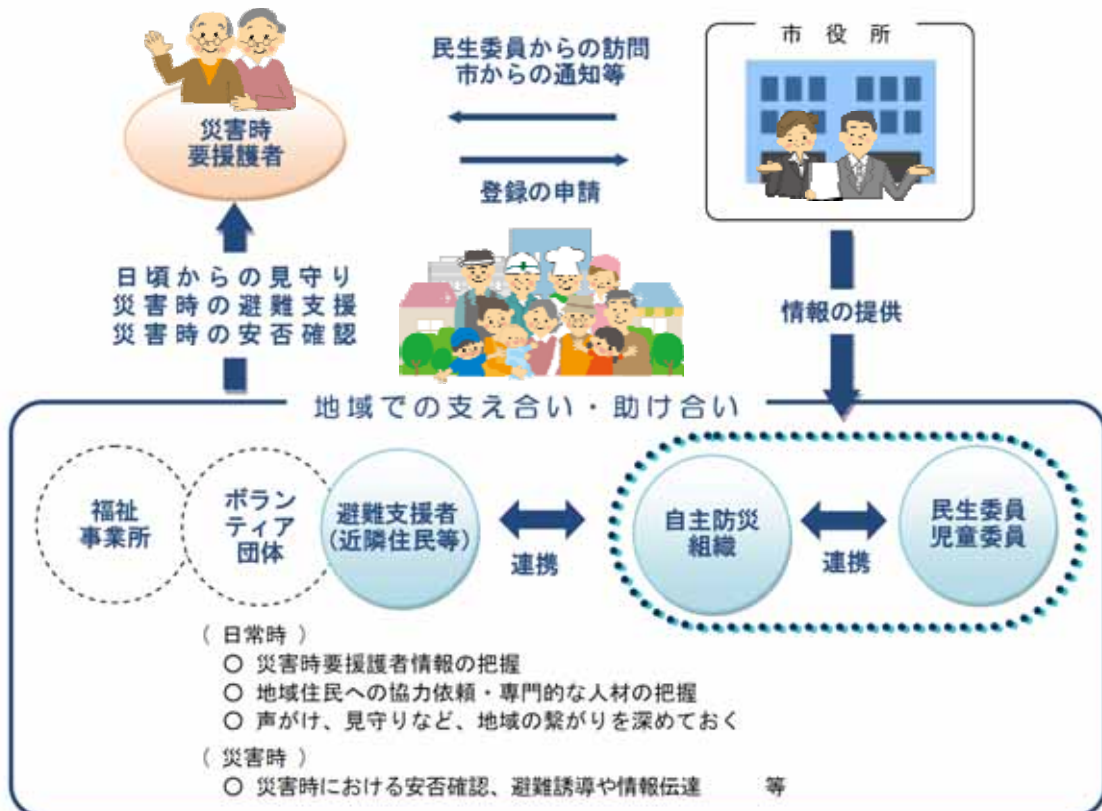
災害時に特別な配慮を必要とする要援護者を対象とした、バリアフリー等の機能を備えた福祉避難所の設置を検討します。

災害時要援護者登録について
もうひとつ

災害が発生した時、または発生のおそれがある場合、一人で避難ができない、もしくは情報が届きにくい一人暮らしの高齢者や障害のある人を支援するため、希望者から事前に災害時要援護者の登録をお願いしております。

この制度は、災害発生時に、支援が必要な人の個人情報を自主防災組織等に提供し、安否確認、避難誘導に活用いただき、人的被害を最小限にとどめることを目的としています。

災害時要援護者登録のイメージ



【登録対象者】

- ・一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯
- ・要介護認定者
- ・障害者手帳所持者
- ・災害時に自主防災組織等及び消防本部の支援を希望する方

【登録のしかた】

登録する方は、地区の民生委員・自主防災組織を通じて、市に登録申請書を提出します。緊急時連絡先、安否確認等を行う支援者を決めて、支援者登録の了解を得ます。

登録のために必要な調査を行い、申請受理後に申請者、担当民生委員、自主防災組織等、消防本部に通知します。

この制度は、**地域での支え合いが大きな役割**を果たします。

支援して下さる方については、日頃からあいさつや声かけをしていただくとともに、災害があったときに安否確認や避難支援を、**自分の安全を確保したうえで**、できるだけご支援頂けるようお願いします。

支援が必要な要援護者の方でも、**なるべく家族などの助けを借りて避難できる手段等を事前に考えておきましょう。**(自助)

4-2 地域の安全・安心対策

施策を取り巻く環境（現況・課題）

まちが美しく保たれ、だれもが自由に外出や移動ができる生活環境が形成されていることは、支援の必要な方が自立や社会参加を果たすうえで重要な基盤となります。地域がいつまでも住み続けたい場所であるためには、地域住民の協力のもと、地域の安全を守るという考え方に立った取り組みが求められます。

施策のめざす姿

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日ごろからの付き合いと情報の共有によって、地域の安全力を高めます。

だれもが暮らしやすいまちづくりを進めます。

年齢、性別、心身の状態に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安全・安心して住み続けるために、通行の際のちょっとした手助けや路上で歩行の妨げとなる障害物をできるだけ置かないように啓発するなど、障壁（バリア）を生じさせない配慮や福祉輸送を含め交通弱者の視点に立った交通環境、ユニバーサルデザイン（ ）の考え方をこれからのまちづくりに取り入れていきます。

市民一人ひとりの取り組み

家庭での事故防止対策、防犯対策に取り組みます。

災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきます。

地域での取り組み

自治会などは、災害時要援護者の緊急避難支援体制の構築に取り組みます。

地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供します。

自治会などは、自主防災組織の結成や見守り活動の実施といった事故防止・犯罪防止・防災対策など、地域安全活動に取り組みます。

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいいます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

4-2-1 地域のマナーアップに関する支援（再掲）

子どもの安全教育等も含めた「あいさつ」や「声かけ」運動の推進、不法投棄・ポイ捨て防止の啓発、市内一斉清掃への参加を働きかけるなど、地域のマナー向上につながるよう支援します。

4-2-2 生活空間のバリアフリー化・地域や家庭の安全対策の推進

道路や公共施設のバリアフリー化、住居のバリアフリー化への支援、家庭内の事故防止対策の周知など、地域や家庭の安全対策を進めます。

新たに整備するものについては、ユニバーサルデザインの考え方にもとづいた整備を推進します。

4-2-3 安心して利用できる公共交通等の検討

高齢者や障害のある人をはじめ、さまざまな人々の意見を反映し、誰もが気軽に安心して利用できる交通環境の形成にむけて検討します。

身体的理由などで外出の困難な高齢者や障害のある人に、移動支援のサービスを提供するなど、移動が困難な方の移動支援策を検討します。

4-2-4 防犯活動の推進

地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、市民が安心して交流していくために、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等、自主防犯活動の展開を支援します。

4-2-5 交通安全に関する活動の推進

子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害防止、または高齢者ドライバーによる交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。

歩きやすい歩道の整備等、バリアフリー化を含めた交通安全対策を実施します。

4-2-6 消費者契約に関する被害の防止

関係機関と連携し、消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに相談体制を充実し、被害に遭遇した場合はその救済のための支援を行います。

4-3 保健・医療の連携

— 施策を取り巻く環境（現況・課題）

本市では、通院困難な患者が増加、医療機関が被害を受け、病床数が減少するなど、今後限りある医療資源のなかで、市民が安心して暮らせる地域づくりを実現するためには、保健活動等を通じて必要な医療の提供へつなぐことが重要です。

被災による家族の介護や支援が低下するなかで、地域のつながりが途絶えることのないよう、地域コミュニティの再生を図るとともに、気に掛かることがあれば保健・医療の専門家につなぎ、解決策を検討していく体制づくりが望まれます。

— 施策のめざす姿

保健活動を通じて、疾病や障害等の早期発見や適切な医療につなげます。

身近な地域医療と広域圏の高度医療連携や救急医療体制の充実にむけて、広域圏の市町村とともに取り組みます。

市民が安心して生活できるよう地域医療との連携を図り、特に支援が必要な応急仮設住宅、在宅で生活する被災した子ども、高齢者、要介護者、障害のある人等へ適切な医療を提供するとともに、生活支援、相談等の各種保健福祉サービスを提供するサポート体制の強化を図ります。

また、地域医療と広域圏の高度医療を提供する機関との連携を図るなど、救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の拡充、強化に努めます。

そのほか、保健衛生の視点から、平常時から関係各機関との連携体制を強化するとともに、日ごろからの意識づけに努め、感染症等の発生時には、的確に原因究明、治療、避難などの対応・措置及び被害の拡大防止を行います。

— 市民一人ひとりの取り組み

定期的に健診(検診)を受けるなど、自身の健康状態を確認し、健康の維持、増進に努めます。

かかりつけ医を持つなど、自身の健康状態について相談しやすい環境づくりや疾病等の状況に合った適切な医療サービスの利用に努めます。

地域での取り組み

医療・保健・福祉の各関係機関は協力し、適切な治療や支援につながります。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

4-3-1 保健・医療の連携

健康づくり、疾病予防、健康相談、訪問指導といった保健サービスや、医療機関での診療・治療等を通じて、適切な支援につながるよう、保健活動と医療サービスとの連携を図ります。

4-3-2 医療救急体制の充実

関係機関と連携して、地域医療体制及び救急医療体制の充実強化を図ります。

4-3-3 疾病等の早期発見・健診（検診）の受診の推進

適正な食事、運動不足の解消、なるべくストレスを引き下げるなどして健康的な生活習慣づくりを行い生活習慣病を予防するといった、一次予防とともに、疾病等が進行しないうちに見つけて、早めの治療に向かう二次予防の推進にむけて、健診（検診）の受診を働きかけます。

4-3-4 （仮称）まちの保健室の設置（再掲）

さまざまな世代の心身の健康問題に身近に対応する（仮称）まちの保健室を通じて、適切な医療等へつなぐ支援を行います。

4-4 保健福祉の人材育成

施策を取り巻く環境（現況・課題）

今後地域では、少子高齢化の進行やコミュニティの再生を図っていくなかで、これまでにないさまざまな困りごとが生じることが考えられます。

市民の今後の生活の安心のためにもさまざまな困りごとが起こった時や支えを必要としている方に対して、的確に関係機関等につなぎ、解決に導ける人材の育成が必要とされています。

施策のめざす姿

保健福祉についての専門的な知識や技術を活かし、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

地域福祉コーディネーターを育成、配置し、地域福祉活動の活性化を図ります。

地域において困りごとを抱えた人の支援を行う人材の充実を図るために、新たに地域の中核となって活躍できる人材の発掘とともに、さまざまな地域の課題に対応できるよう、地域福祉コーディネーターをはじめ、保健福祉人材の育成に努めます。

また、地域に潜在する専門的な能力や特技をもった人材を発掘し、多様な市民が、地域福祉の担い手として気軽に活動に参加し、活躍できるよう、ボランティアの育成に努めます。

市民一人ひとりの取り組み

地域での支え合いについて高い意識を持ち、地域の保健福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域での支え合いに協力します。

保健福祉の人材育成にかかる学習機会を利用して、専門的な知識や技術の習得に努め、地域に貢献します。

地域での取り組み

地域活動を通して、地域福祉や支え合い活動に関心の高い方や専門的な知識を持っている方の発見に努めます。

市や関係機関による取り組み（取り組み方針）

4-4-1 保健福祉の人材育成

県や関係機関と連携して、保健福祉の人材育成にかかる事業（ヘルパー養成講座など）の充実を図ります。

保健師や看護師、保育士、ヘルパーなど資格保有者の協力を仰ぎ、子育てや障害のある人などへの地域支援体制の充実を図ります。

4-4-2 地域福祉コーディネーターの育成

地域福祉活動の活性化にむけて、地域福祉コーディネーターを育成、配置します。

4-4-3 地域福祉を担う人材の発掘（再掲）

地域でのさまざまな活動や福祉教育機会等を通じて、地域福祉活動の新たな担い手を発掘し、育成に努めます。

4-4-4 民生委員・児童委員の適正配置

復興の過程で進められる仮設住宅から公営住宅等への移行、コミュニティの再生等を考慮し、地域を担当する民生委員・児童委員の適正配置に努めます。

4-4-5 民生委員・児童委員の知識・技術向上への支援

民生委員・児童委員研修の実施を支援し、民生委員・児童委員の知識・技術向上を図ります。

近年のさまざまな制度の変化に柔軟に対応するために、市・関係機関等の情報を紹介するパンフレットや情報の提供等、保健福祉の情報共有に努めます。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1：市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

本計画及び関連する個別計画の進行管理については、関係部局と連携しながら定期的な現況調査を実施し、計画の進捗及び改善点を把握します。

また、「石巻市地域福祉委員会」を開催し、計画の進行管理を含む評価体制を構築することとします。

施策指標として

基本目標1（自助）自分らしく暮らせる地域づくり

この項では、それぞれの生きがいや自立について考え、自分から進んで地域に溶け込み、健康でいきいき暮らせることを目標としています。

指 標	評価の視点	評価手段	今回のアンケート結果
近所づきあいの満足度	地域活動の基盤で、地域の親密度を見る指標	アンケート	「親密な付き合い」 25.1%
地域活動（自治会行事等）の参加割合	地域活動への参画意識を見る指標	アンケート	-
地域で支え合っていると感じる市民の割合	地域コミュニティの自立度を市民意識から見る指標	アンケート	「助け合う気風が全体的にある」 29.6%
趣味や特技などの生きがいを持っている人の割合	生きがいを持つことは、生きることの目標となることが多いので、自分らしく生活できているかを見る指標	アンケート	-

基本目標2（共助）支え合い・助け合いをつなぐ地域づくり

この項では、一人ひとりが自分らしく暮らすために、地域で、福祉について学ぶ機会やボランティア活動・NPO活動を活発にし、困りごとの解決に発見・協力を努めることを目標としています。

指 標	評価の視点	評価手段	今回のアンケート結果
保健福祉関係の出前講座、 キャップハンディ等各種講 座の開催回数	支え合いの意識の醸成・地域 活動への参加の促進へつな がるような機会が確保されたか 見る指標	各講座を 抽出し、 回数（回） で評価	-
地域で手助けが必要な人へ の支援	地域活動や支え合いの参画意 識を見る指標	アンケート	「参加したい」が 11.2%
地域活動やボランティア活 動に参加した人の割合	地域活動や支え合いの参画意 識を見る指標	アンケート	「現在活動している」 12.8%
民生委員児童委員の認知度	民生委員の認知度は、地域お いての保険福祉分野への関心 の高さの指標	アンケート	「知っている」 32.0%

基本目標 3（公助）適切な支援につなぐ地域づくり

この項では、市や各関係機関により、地域福祉を進めていくうえでの方向性で重
点的な項目を指標として掲げます。

指 標	評価の視点	評価手段	今回のアンケート結果
各相談窓口での相談件数	おもな相談窓口（地域包括支 援センター・障害者支援事業 所・子育て支援センター・市 民相談センターなど）での件 数により、窓口の利用状況 を見るための指標	のべ 相談件数 【件】	-
権利擁護事業への契約者数	権利擁護事業の周知、利用促進 の状況を図るための指標	件数 【件】	-

基本目標 4（公助）安心をつなぐ地域づくり

この項は、アンケートにおいても最も関心の高かった、安心安全についての項目
で、災害時要援護者制度や地域での人材育成などが主な目標と考えます。

なお、指標の評価にあたっては、複数の項目から、それぞれの進捗、実施状況等
を通じて、評価を行います。

指 標	評価の視点	評価手段	今回のアンケート結果
災害時要援護への支援体制 の構築	「災害時要援護者の登録数」、 「災害時要援護者避難支援プ ランの作成件数」、「福祉避難 所の設置状況」の把握を通じ て、災害時要援護への支援体 制の経過状況を把握	評価視点と なる各項目 の状況をも とに評価	-
地域福祉を担う人材の育成 と地域ケア体制の構築	「地域福祉コーディネーター の配置及び活動状況」、「地区 活動拠点数及び活動状況」、 「ボランティア団体数・会員 数、NPO 法人数」の把握を通 じて、地域ケア体制の経過状 況を把握	評価視点と なる各項目 の状況をも とに評価	-

2：地域福祉推進のための連携強化

本市では、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。特に、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられている市社会福祉協議会との更なる連携を図っていきます。

また、県や関係機関との連携についても、今後、更に強化していきます。

3：市民参加による計画推進

市民が福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域福祉の担い手として主体的に活動する地域づくりを目指して、地域福祉に関する住民懇談会を開催するなど、各地域の意見や実情を十分に反映させた計画を推進していくとともに、福祉コミュニティの形成を支援していきます。

4：計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む）のほか、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例などを紹介していきます。

さらには、より多くの市民に地域福祉を考えていただく場として、市民を対象とした（仮称）「地域福祉セミナー」を関係機関と連携し開催するとともに、地域福祉に関する住民懇談会など、様々な機会を活用し地域福祉への理解と参加・協力を求めていきます。

(参考): 地区ごとの地域福祉の推進について

地域福祉活動を推進するためには、地域の結びつき(コミュニティ)を強め、地域が一体となって取り組むことが大切になります。そして災害時等、“いざ”というときに支え合えることが重要です。

そのためには、自治会をはじめ、地域のさまざまな活動団体が相互に連携して活動することも必要となります。

今後こうした支え合いの地域づくりを進めるために、次のようなポイントを参考に、地域福祉活動に取り組んでみましょう。

ポイント1: まずは仲間づくりから

自治会、民生委員児童委員などの地域で活動している人たち、様々な地域の組織・グループなど、地域で活動する仲間を見つけましょう。



ポイント2: 地域の課題を見つけよう

活動の背景には、多くの場合、地域の課題があります。その課題の内容はさまざまです。みんなが地域をよくするために、必要なことを話し合い、課題を解決するための取り組みが必要となります。

(参考) 地域課題の考え方

動機	実際の活動の例
地域の治安が心配	登下校時に見守り活動をしよう
今後の津波や地震にどう備えたらいいだろう	災害時を想定した避難体制づくりや防災訓練をしなくては
生活習慣病が心配だけれど、なかなか身体を動かす機会がない	地域の友人とウォーキングに取り組んでみよう
はじめての子どもなので、子育てに不安がある	気軽に話し合える仲間づくりができないかな



ポイント3: 活動の目的を共有し、団体間の垣根を越えた連携を

悩みごとの原因が一致していたり、活動の目的が共有できれば分野を越えた活動につながります。そこで、団体間で連携してできる活動はないか考えてみましょう。

ふだんの活動にひとつ加える“ついで活動”や“ながら活動”も有効です。

ポイント4: いざというときも支え合える地域づくりへ

地域福祉活動のめざす大きな目的の1つに、地域でお互い「顔のみえる関係」を築いていくという、地域コミュニティの再生があります。

ふだんからの地域福祉活動を通じて、災害や緊急時といった、いざというときにも支え合える地域づくりをめざしましょう。



資料編

資料編

1 : 策定経過

【平成 22 年度】

実施年月日	会議等名	概要
平成 23 年 1 月 25 日	第 1 回地域福祉委員会	地域福祉計画について 委員会について
平成 23 年 2 月 4 日	第 1 回検討部会	地域福祉計画概要 計画策定スケジュール 各関連計画中間実績報告 第 1 期計画の施策課題について
平成 23 年 2 月 18 日	第 2 回地域福祉委員会	各関連計画概要説明 各関連計画中間実績報告 現計画の施策課題・次期計画に盛り込む事項について検討

【平成 23 年度】

実施年月日	会議等名	概要
平成 24 年 2 月 3 日	第 2 回検討部会	地域福祉計画の概要 計画策定スケジュール 現計画の施策課題 市民アンケート内容検討
平成 24 年 2 月 27 日	第 3 回地域福祉委員会	前回までの再確認 現計画の施策課題 アンケート項目協議
平成 24 年 3 月 30 日	第 3 回検討部会	アンケート内容の検討

【平成 24 年度】

実施年月日	会議等名	概要
平成 24 年 5 月 10 日	第 4 回検討部会	アンケート内容の検討
平成 24 年 5 月 17 日	第 4 回地域福祉委員会	アンケート項目の協議
平成 24 年 6 月 1 日～ 平成 24 年 6 月 18 日	地域福祉に関する市民アンケート実施	
平成 24 年 6 月 14 日～ 平成 24 年 7 月中旬	民生委員児童委員アンケート実施	
平成 24 年 8 月 30 日	第 5 回検討部会	アンケートの集計結果 計画構成案協議
平成 24 年 9 月 14 日	第 6 回検討部会	計画構成案協議

実施年月日	会議等名	概要
平成24年9月28日	第5回地域福祉委員会	各アンケートの結果報告 計画骨子案協議
平成24年10月10日	第7回検討部会	素案協議
平成24年10月17日	第6回地域福祉委員会	計画素案協議
平成24年10月28日	第8回検討部会	地域福祉計画素案について 施策指標について
平成24年11月19日	第7回地域福祉委員会	第2期地域福祉計画中間案について
平成24年12月25日～ 平成25年1月15日	パブリックコメント実施	
平成25年1月28日	第9回検討部会	パブリックコメント結果報告 地域福祉計画（案）について
平成25年2月5日	第8回地域福祉委員会	パブリックコメント結果報告 地域福祉計画（案）について
平成25年3月1日	石巻市地域福祉計画（第2期） 策定	

2：策定組織

1 石巻市地域福祉委員会設置要綱

平成 19 年 3 月 2 日
告示第 55 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく石巻市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民の意見を聴取するため、石巻市地域福祉委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の把握及び推進に関すること。
- (3) 地域福祉計画の個別計画に位置付けられる各種計画の進捗状況の把握及び推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(最初の委員の任期)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

(最初の会議の招集)

- 3 委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則(平成 21 年 5 月 20 日告示第 143 号)抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 5 月 20 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 18 日告示第 47 号)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 石巻市地域福祉委員会委員名簿

任期 平成 23 年 1 月 25 日～平成 25 年 3 月 31 日

(敬称略・50 音順)

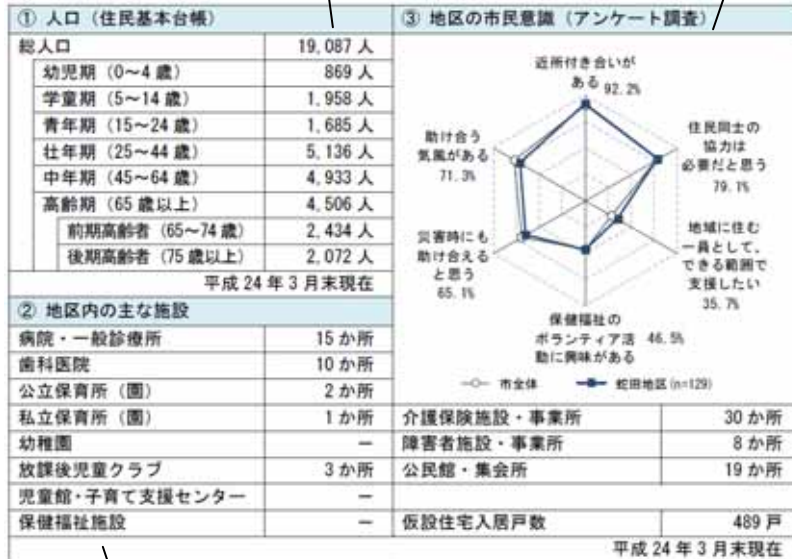
団 体 名	氏 名	備 考
石巻市ボランティア連絡協議会	阿部 光彦	
石巻市保健推進員	伊藤 いな子	
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 (任期：平成 24 年 4 月 19 日～平成 25 年 3 月 31 日)	遠藤 正之	副会長
石巻市民生委員児童委員協議会	木村 寅吉	
石巻専修大学	笹原 英史	会 長
宮城県東部保健福祉事務所 (任期：平成 24 年 11 月 17 日～平成 25 年 3 月 31 日)	高橋 幸志	
石巻市身体障害者福祉協会	馬場 利一郎	
一般公募	武藤 浩光	
石巻市吉田保育園	吉田 慶逸	
一般公募	吉田 由美	
社会福祉法人和仁福祉会 特別養護老人ホーム 和香園	渡邊 一男	

団 体 名	氏 名	備 考
宮城県東部保健福祉事務所 (任期：平成 23 年 1 月 25 日～平成 24 年 10 月 31 日)	佐藤 勝彦	
社会福祉法人石巻市社会福祉協議会 (任期：平成 23 年 1 月 25 日～平成 24 年 4 月 1 日)	佐藤 正幸	

3：地区ごとの状況(地区カルテ)

(参考) 地区カルテのみかた

住民基本台帳の地区人口

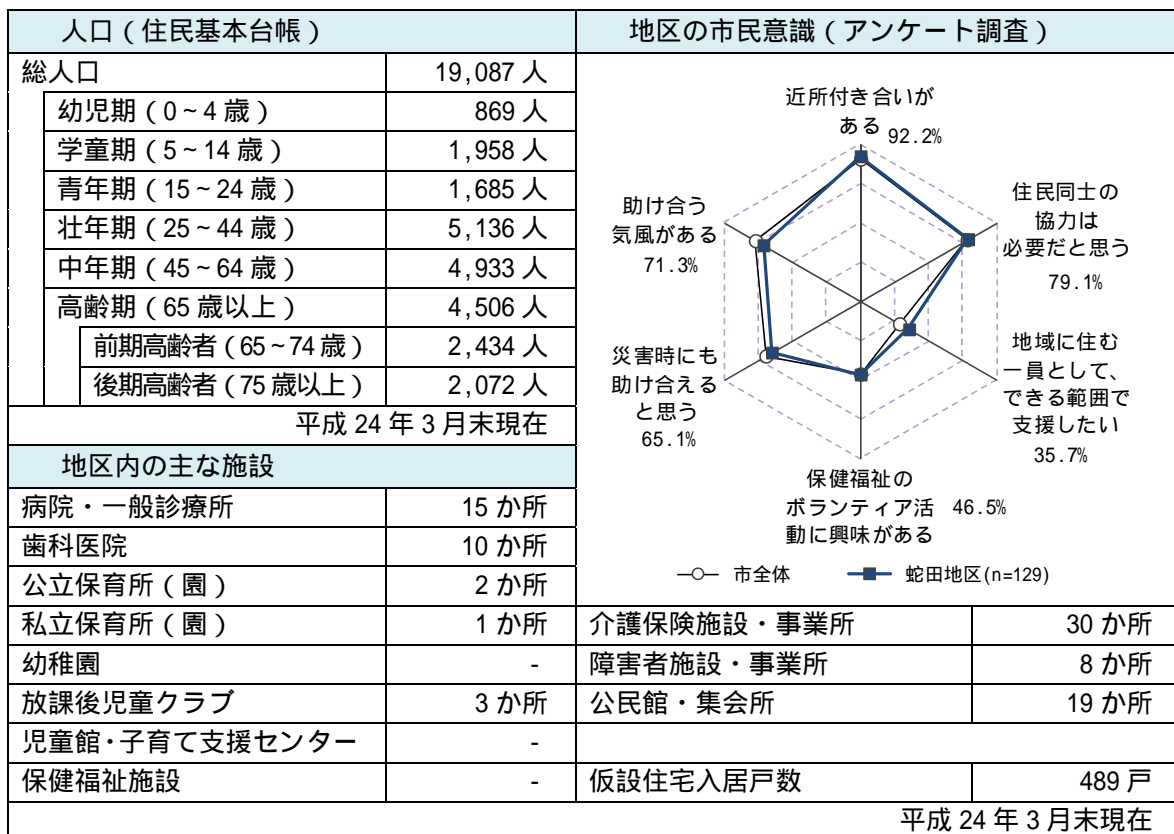


アンケート調査での支え合いに関する項目の地区別集計値

- 近所付き合い
- 住民同士の協力
- 地域での支援意識
- ボランティアへの関心
- 災害時の助け合い
- 助け合う気風

地区内の主要施設か所数 (現在稼働していない施設を含む)・仮設住宅入居戸

(1) 蛇田地区



(2) 湊・渡波地区

人口（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	25,498人	<p>近所付き合いがある 93.3%</p> <p>助け合う気風がある 85.7%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 70.6%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 44.5%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 84.0%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 25.2%</p> <p>○市全体 ■湊・渡波地区(n=119)</p>	
幼児期（0～4歳）	826人		
学童期（5～14歳）	2,339人		
青年期（15～24歳）	2,623人		
壮年期（25～44歳）	5,789人		
中年期（45～64歳）	7,663人		
高齢期（65歳以上）	6,258人		
前期高齢者（65～74歳）	3,166人		
後期高齢者（75歳以上）	3,092人		
平成24年3月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	21か所
病院・一般診療所	8か所	障害者施設・事業所	4か所
歯科医院	6か所	公民館・集会所	25か所
公立保育所（園）	4か所		
私立保育所（園）	1か所		
幼稚園	1か所		
放課後児童クラブ	5か所		
児童館・子育て支援センター	-		
保健福祉施設	1か所	仮設住宅入居戸数	569戸
		平成24年3月末現在	

(3) 稲井地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	7,100人	<p>近所付き合いがある 96.2%</p> <p>助け合う気風がある 80.8%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 65.4%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 38.5%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 73.1%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 34.6%</p> <p>○市全体 ■稲井地区(n=26)</p>	
幼児期（0～4歳）	275人		
学童期（5～14歳）	619人		
青年期（15～24歳）	760人		
壮年期（25～44歳）	1,645人		
中年期（45～64歳）	2,038人		
高齢期（65歳以上）	1,763人		
前期高齢者（65～74歳）	732人		
後期高齢者（75歳以上）	1,031人		
平成24年3月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	15か所
病院・一般診療所	-	障害者施設・事業所	1か所
歯科医院	-	公民館・集会所	29か所
公立保育所（園）	1か所		
私立保育所（園）	-		
幼稚園	1か所		
放課後児童クラブ	1か所		
児童館・子育て支援センター	-		
保健福祉施設	-	仮設住宅入居戸数	2,046戸
		平成24年3月末現在	

(4) 荻浜地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	806 人		
幼児期（0～4歳）	16 人		
学童期（5～14歳）	58 人		
青年期（15～24歳）	72 人		
壮年期（25～44歳）	135 人		
中年期（45～64歳）	246 人		
高齢期（65歳以上）	279 人		
前期高齢者（65～74歳）	113 人		
後期高齢者（75歳以上）	166 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	-
病院・一般診療所	-	障害者施設・事業所	-
歯科医院	-	公民館・集会所	13 か所
公立保育所（園）	1 か所	仮設住宅入居戸数	63 戸
私立保育所（園）	-	平成 24 年 3 月末現在	
幼稚園	-		
放課後児童クラブ	-		
児童館・子育て支援センター	-		
保健福祉施設	-		

(5) その他の石巻地区（1～4 以外の石巻地区）

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	51,977 人		
幼児期（0～4歳）	1,865 人		
学童期（5～14歳）	4,603 人		
青年期（15～24歳）	5,014 人		
壮年期（25～44歳）	12,797 人		
中年期（45～64歳）	14,237 人		
高齢期（65歳以上）	13,461 人		
前期高齢者（65～74歳）	7,026 人		
後期高齢者（75歳以上）	6,435 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	61 か所
病院・一般診療所	56 か所	障害者施設・事業所	5 か所
歯科医院	37 か所	公民館・集会所	39 か所
公立保育所（園）	6 か所	仮設住宅入居戸数	1,005 戸
私立保育所（園）	7 か所	平成 24 年 3 月末現在	
幼稚園	1 か所		
放課後児童クラブ	9 か所		
児童館・子育て支援センター	2 か所		
保健福祉施設	2 か所		

(6) 河北地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	11,407 人	<p>近所付き合いがある 86.9%</p> <p>助け合う気風がある 88.5%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 72.1%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 70.5%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 42.6%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 44.3%</p> <p>○ 市全体 ■ 河北地区(n=61)</p>	
幼児期（0～4歳）	334 人		
学童期（5～14歳）	858 人		
青年期（15～24歳）	1,055 人		
壮年期（25～44歳）	2,222 人		
中年期（45～64歳）	3,547 人		
高齢期（65歳以上）	3,391 人		
前期高齢者（65～74歳）	1,294 人		
後期高齢者（75歳以上）	2,097 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所 15 箇所	
病院・一般診療所	4 箇所	障害者施設・事業所 2 箇所	
歯科医院	4 箇所	公民館・集会所 47 箇所	
公立保育所（園）	4 箇所	仮設住宅入居戸数 847 戸	
私立保育所（園）	-		
幼稚園	1 箇所		
放課後児童クラブ	1 箇所		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	1 箇所		
		平成 24 年 3 月末現在	

(7) 雄勝地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	3,030 人	<p>近所付き合いがある 100.0%</p> <p>助け合う気風がある 100.0%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 70.6%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 94.1%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 52.9%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 82.4%</p> <p>○ 市全体 ■ 雄勝地区(n=17)</p>	
幼児期（0～4歳）	29 人		
学童期（5～14歳）	151 人		
青年期（15～24歳）	280 人		
壮年期（25～44歳）	419 人		
中年期（45～64歳）	945 人		
高齢期（65歳以上）	1,206 人		
前期高齢者（65～74歳）	529 人		
後期高齢者（75歳以上）	677 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所 4 箇所	
病院・一般診療所	4 箇所	障害者施設・事業所 -	
歯科医院	1 箇所	公民館・集会所 22 箇所	
公立保育所（園）	1 箇所	仮設住宅入居戸数 147 戸	
私立保育所（園）	-		
幼稚園	-		
放課後児童クラブ	-		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	1 箇所		
		平成 24 年 3 月末現在	

(8) 河南地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	18,005 人	<p>近所付き合いがある 92.6%</p> <p>助け合う気風がある 80.3%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 71.3%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 40.2%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 79.5%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 27.9%</p> <p>○市全体 ■河南地区(n=122)</p>	
幼児期（0～4歳）	621 人		
学童期（5～14歳）	1,575 人		
青年期（15～24歳）	1,580 人		
壮年期（25～44歳）	3,900 人		
中年期（45～64歳）	5,287 人		
高齢期（65歳以上）	5,042 人		
前期高齢者（65～74歳）	2,103 人		
後期高齢者（75歳以上）	2,939 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	32 箇所
病院・一般診療所	8 箇所	障害者施設・事業所	6 箇所
歯科医院	3 箇所	公民館・集会所	42 箇所
公立保育所（園）	5 箇所		
私立保育所（園）	2 箇所		
幼稚園	-		
放課後児童クラブ	6 箇所		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	2 箇所	仮設住宅入居戸数	959 戸
		平成 24 年 3 月末現在	

(9) 桃生地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	7,987 人	<p>近所付き合いがある 95.9%</p> <p>助け合う気風がある 83.7%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 77.6%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 53.1%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 87.8%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 22.4%</p> <p>○市全体 ■桃生地区(n=49)</p>	
幼児期（0～4歳）	285 人		
学童期（5～14歳）	683 人		
青年期（15～24歳）	703 人		
壮年期（25～44歳）	1,636 人		
中年期（45～64歳）	2,381 人		
高齢期（65歳以上）	2,299 人		
前期高齢者（65～74歳）	932 人		
後期高齢者（75歳以上）	1,367 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	15 箇所
病院・一般診療所	4 箇所	障害者施設・事業所	2 箇所
歯科医院	2 箇所	公民館・集会所	42 箇所
公立保育所（園）	1 箇所		
私立保育所（園）	-		
幼稚園	1 箇所		
放課後児童クラブ	2 箇所		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	2 箇所	仮設住宅入居戸数	321 戸
		平成 24 年 3 月末現在	

(10) 北上地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	3,278 人	<p>近所付き合いがある 86.7%</p> <p>助け合う気風がある 80.0%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 66.7%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 40.0%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 53.3%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 20.0%</p> <p>○ 市全体 ■ 北上地区(n=15)</p>	
幼児期（0～4歳）	98 人		
学童期（5～14歳）	281 人		
青年期（15～24歳）	280 人		
壮年期（25～44歳）	661 人		
中年期（45～64歳）	1,007 人		
高齢期（65歳以上）	951 人		
前期高齢者（65～74歳）	400 人		
後期高齢者（75歳以上）	551 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	7 箇所
病院・一般診療所	1 箇所	障害者施設・事業所	-
歯科医院	1 箇所	公民館・集会所	17 箇所
公立保育所（園）	3 箇所		
私立保育所（園）	-	仮設住宅入居戸数	234 戸
幼稚園	-		
放課後児童クラブ	-		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	2 箇所		
平成 24 年 3 月末現在			

(11) 牡鹿地区

人口・世帯（住民基本台帳）		地区の市民意識（アンケート調査）	
総人口	3,850 人	<p>近所付き合いがある 100.0%</p> <p>助け合う気風がある 93.8%</p> <p>災害時にも助け合えると思う 68.8%</p> <p>保健福祉のボランティア活動に興味がある 43.8%</p> <p>住民同士の協力は必要だと思う 68.8%</p> <p>地域に住む一員として、できる範囲で支援したい 37.5%</p> <p>○ 市全体 ■ 牡鹿地区(n=16)</p>	
幼児期（0～4歳）	87 人		
学童期（5～14歳）	182 人		
青年期（15～24歳）	292 人		
壮年期（25～44歳）	600 人		
中年期（45～64歳）	1,133 人		
高齢期（65歳以上）	1,556 人		
前期高齢者（65～74歳）	618 人		
後期高齢者（75歳以上）	938 人		
平成 24 年 3 月末現在			
地区内の主な施設		介護保険施設・事業所	5 箇所
病院・一般診療所	4 箇所	障害者施設・事業所	2 箇所
歯科医院	1 箇所	公民館・集会所	17 箇所
公立保育所（園）	3 箇所		
私立保育所（園）	-	仮設住宅入居戸数	434 戸
幼稚園	-		
放課後児童クラブ	1 箇所		
児童館・子育て支援センター	1 箇所		
保健福祉施設	2 箇所		
平成 24 年 3 月末現在			

石巻市地域福祉計画
(第2期)

平成25年3月 発行

発行者 石巻市

編集 福祉部福祉総務課

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

電話：0225-95-1111(代)

FAX：0225-22-3454

Eメール：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp/